

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

COOLS	
H	P

経済常任委員会会議録			
日 時	平成 18 年 3 月 16 日 (木)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 4 時 0 1 分
場 所	消 防 第 2 ・ 3 会 議 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	大島委員長、古沢副委員長、井川・小林・佐々木(茂)・山口・ 見楚谷・佐野 各委員		
説明員	経済・港湾 両部長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまより委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、井川委員、山口委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者から報告の申出がありますので、これを許します。

「小樽市観光基本計画について」

(経済) 観光振興室飯田主幹

このたび小樽市観光基本計画が小樽市企画政策会議におきまして審議の上決定いたしましたので、この間の経過等も含め報告いたします。

昨年の第 4 回定例会におきまして本計画の素案について説明させていただきましたが、その後、庁内関係課長会議、パブリックコメントの募集、観光団体等への意見募集などを実施いたしました。それぞれからいただきました意見を小樽市観光基本計画策定委員会にお諮りし、基本理念をはじめ数か所の文言整理を行った上で、策定委員会の最終計画案として取りまとめをいただいたところであり、これを受けまして、本年 2 月 7 日に策定委員会の奥田委員長より計画案として山田市長へ提出があり、当月 13 日に小樽市企画政策会議を開催し、正式に小樽市観光基本計画として決定をいたしました。

本計画書につきましては、既に委員の皆様様に配布をさせていただいておりますが、記者発表などとともに小樽市のホームページにおきましても公開をしております。現在、印刷製本に向けた作業を行っておりますが、完成後は広く関係者、関係団体に配布し、説明を行うとともに、小樽市の広報紙に計画概要を掲載し、市民への周知を図るなど、さまざまな機会を利用して周知に努めていくこととしております。

委員長

「小樽市地域経済活性化会議について」

(経済) 産業振興課長

小樽市地域経済活性化会議について報告いたします。

小樽市地域経済活性化会議は産学官が連携をし、民間活力を最大限に引き出す地場産業の振興や新たな産業の創出を図るための産業振興策の策定・実践を図るため、平成 15 年 6 月に発足いたしました。さまざまな意見交換や検討が行われた結果、即効性があり、経済的波及効果が最も期待できるとして、「観光」をキーワードに会議の下に設置されたワーキンググループで具体的な事業展開が検討されることになりました。

平成 16 年度には、香港マーケットリサーチ事業や地場産品等評価基準調査事業などを実施するとともに、「(仮称) 小樽観光大学校」設立に向けた検討を行い、平成 17 年 5 月に、これらの活動内容を取りまとめた報告書を市長に提出いたしました。その後、残された課題を解決するため、また、事業が円滑に実施機関に移行ができるよう、本年 3 月までの 1 年間会議を延長することとし、この間、香港や台湾でのマーケットリサーチ事業を実施するとともに、観光大学校設立に向けて関係機関と調整を行ってまいりました。3 月 13 日付けで配布をいたしました資料は、今年度、台湾と香港で実施をした東アジアマーケットリサーチ事業の報告書であり、3 月 9 日には報告会を実施いたしましたところでございます。

このたび 1 年の期間が経過し、地域経済活性化会議を解散することになりますが、マーケットリサーチ事業につきましては東アジア経済研究会が事業を継続し、また、観光大学校につきましては 3 月 27 日の議員総会を経て小樽商工会議所に事務局を設置することになっており、今後、それぞれの機関で地域経済活性化の一翼を担っていただくことになっております。

委員長

「経営支援特別資金の廃止について」

(経済)産業振興課長

経営支援特別資金の廃止について報告いたします。

経営支援特別資金は、平成 13 年 7 月に小樽商工信用組合が経営破たんした際に、金融環境の変化により資金調達が困難な中小企業者に対して、緊急措置的な制度として必要な運転資金の融資を行うことを目的とした緊急経営安定資金、これを継続する資金として平成 14 年度に創設したものであります。この制度は運転資金を必要とする中小企業者で北海道信用保証協会の保証を受けることが困難な方を対象としたもので、取扱金融機関が損失をこうむった場合には、市は損失額の 80 パーセントを取扱金融機関に損失の補償を行うことでスタートをいたしましたものであります。

創設当初の平成 14 年、15 年の 2 年間に融資実績は 58 件、2 億 3,300 万円となりましたが、その一方で 6 件の経営破たんがあり、取扱金融機関に対する損失補償額は 1,900 万円を超え、これが本市財政に与える影響も小さくはないことから、平成 15 年度にはこの制度を見直すこととなりました。その結果、平成 16 年度から融資限度額を 300 万円に引き下げるとともに、取扱金融機関への損失補償の割合を 60 パーセントに改めるなどし、今日に至っておりますが、ここ 2 年間の融資実績は 2 件となっており、本年度は今日まで融資実績がありません。

市といたしましては、当時の金融環境の変化に対応した資金として創設した経営支援特別資金につきましては、今日まで 60 件の融資実績をおさめ、一定の役割を果たしたものと判断し、本年度末をもって廃止したいと考えております。

委員長

「石狩湾新港港湾計画について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

石狩湾新港港湾計画の軽易な変更につきまして、去る 2 月 20 日付けで事前協議がございましたので、その概要につきまして、資料 2 により説明いたします。

本件は、近年全国的に大規模地震が頻発している中で、震災時における緊急物資輸送等に対応するため、既存岸壁を耐震強化岸壁として改良すべく、港湾計画を変更しようとするものであります。平成 18 年度港湾関係事業予算要求案に盛り込まれておりました花畔ふ頭の耐震強化岸壁に関するものであります。

資料の 1 ページに変更理由といたしまして、花畔地区において大規模地震災害時における緊急物資輸送等の機能を確保するとともに、入港船舶の大型化に対応するため公共ふ頭計画、水域施設計画及び大規模地震対策施設計画を変更するとされております。

計画の内容についてですが、5 ページに計画図が添付されてございますので、そちらをごらんいただきながら説明いたしたいと思います。

まず、公共ふ頭計画といたしまして、計画図の赤い岸壁の部分でございますが、セメント、砂・砂利等の内貿貨物を取り扱うこととし、花畔ふ頭の既設の水深 7.5 メートル、3 バース、延長 390 メートルのうち、3 号岸壁を水深 10 メートル、1 バース、延長 170 メートルに変更するものであり、これにより残りの水深 7.5 メートルにつきましては延長 220 メートルとなるものであります。また、これに対応し、水域施設計画といたしまして 3 号岸壁前面の濃い水色の部分でございますが、中央水路地区の泊地を既定計画の水深 10 メートル、面積 11.7 ヘクタールに 0.9 ヘクタールを加え 12.6 ヘクタール、端数を切り上げ 13 ヘクタールに変更するものでございます。そして、大規模地震対策施設計画といたしまして、ただいま説明いたしました 3 号岸壁を既定計画の 6 号岸壁に変えて、耐震強化岸壁に位置づけ、既定計画でございます北部の 7 号岸壁と合わせて水深 10 メートル岸壁、2 バース、延長 340 メートルとするものであります。

本件につきましては、2月23日付けで小樽商工会議所及び小樽港湾振興会に意見照会をいたしました。3月10日付けでそれぞれ同意する旨の回答がございました。市といたしましてはこれらも踏まえながら検討した結果、本件について同意いたしたいと考えてございます。

なお、石狩湾新港の地方港湾審議会につきましては、来る3月30日に開催される予定となっているところであります。

委員長

「平成18年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会について」

(港湾)港湾整備室大野主幹

平成18年石狩湾新港管理組合議会第1回定例会が去る2月24日に開催されましたので、その概要について説明いたします。

議案につきましては、平成18年度石狩湾新港管理組合一般会計予算、平成17年度の補正予算と情報公開条例案、個人情報保護条例案、情報公開・個人情報保護審査会条例案、長期継続契約を締結することができる契約を定める条例案、港湾施設管理条例の一部を改正する条例案、以上の7件が提出され、それぞれ原案のとおり可決されました。

また、報告事項につきましては専決処分報告につき承認を求める件といたしまして、石狩湾新港管理組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を平成17年11月30日に専決処分したとの報告がございまして、議会の承認を受けたところでございます。

委員長

次に、今定例会に付託された案件について説明願います。

「議案第35号小樽市企業立地促進条例案について」

(経済)渡邊主幹

議案第35号小樽市企業立地促進条例案について説明いたします。

この条例案は市内に工場等を新築する者に対し、固定資産税及び都市計画税の課税免除を行うことにより、企業の立地を促進しようとするものです。

課税免除制度の概要についてであります。対象者は市内に工場等を新築し、その操業を開始した者で、次に申し上げる要件を満たす者としております。まず、新築した工場等の建物並びに当該建物及びその敷地に設置した償却資産につきましては、当該工場等の操業を開始した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度の固定資産評価額の合計額が5,000万円以上であること、また、市税を滞納していないこと、その他規則で定める要件としております。規則で定める要件につきましては、建築基準法による検査済証の交付を受けていること、工場立地法による届出がなされていること、公害防止のための適切な措置が講じられていること、その他関係法令に違反するものでないことと書かれております。

次に、課税免除の対象となる固定資産についてであります。1月1日の基準日において所有している新築した工場等の建物、当該建物及びその敷地に設置した償却資産、当該建物の敷地となる土地としております。

次に、課税免除の対象年度についてであります。工場等が操業を開始した年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度とその翌年度の2年度分としております。

なお、この条例による課税免除制度の創設に伴い、現在の小樽市中小企業等振興条例第7条に定めております工場等設置助成制度につきましては、廃止することとしております。

最後に、この条例案の施行期日は平成18年4月1日を予定しており、本年1月1日以後に工場等の操業を開始した者について適用することとしております。

委員長

これより、一括質疑に入ります。

なお、質問の順序は、共産党、自民党、公明党、平成会、民主党・市民連合の順といたします。

共産党。

古沢委員

私の方からは二つですが、その前に後ほどごあいさつがあるのでしょうか、土屋さん御苦労さまでした。つい最近、同郷の出だということがわかった途端にお別れだということで、大変寂しい思いをしています。これからも頑張っていたきたいと思えます。

漁港管理経費について

お尋ねしたいことの第一は、確認ですが、新年度予算案の中で農水関係の漁港管理経費 62 万円が計上されています。これは、私、2 度 3 度お尋ねしている経緯もありますので、改めて確認したいのですが、この漁港管理費は小樽にある漁港のうち祝津、塩谷、それに忍路、この三つの漁港が北海道が管理する第 1 種漁港になります。従来、正確に言いますと、平成 11 年度までは、道条例に基づいて、これら第 1 種漁港の管理事務のうち各種利用料などの徴収や軽易な補修、電気代などを含んでおりますが、道条例において小樽市に委任されていたものです。24 パーセントの北海道からの交付率でバックがかかっておりましたけれども、これが平成 12 年度以降、地方分権にかかわる条例整備において、これらの事務のうち電気料などを含んだ軽易な維持補修が市町村への委任されていた事業から外されました。したがって、平成 12 年から北海道からバックがかかる交付率も 24 パーセントから 18 パーセントへと減となったわけです。これが最初に言ったように新年度予算案で 62 万円計上されておりますが、相も変わらず軽易な維持補修についても含まれた管理経費なのかどうか確認させてください。

(経済) 水産課長

委員から質問がありました管理経費の 62 万円の中に、光熱水費として 54 万 6,000 円の 3 漁港に対する電気料を計上しております。

古沢委員

平成 12 年以降、ずっとこういう事態が続いているのです。この問題に気がついたのは平成 16 年度です。第 2 回定例会で指摘をさせていただきました。条例整備がされてなおかつ引き続き市が支出をしているわけですから、極めて不適切だというふうに指摘をしたのです。北海道との間できちんと整理をなさいと。しかし、16 年度決算では整理がつかないまま支出がされました。17 年度も同様に支出がされています。18 年度においても同じように予算計上がされる。平成 12 年度からですから、不適切なという話をもう既に超えつつあるのではないのでしょうか。いかがですか。

(経済) 水産課長

その問題がわかりまして、平成 16 年度に、北海道に対し電気料等に対する扱いに対して条例等に則した対応等、善処方の申入れを行ったところであります。引き続き申入れは行っているのですが、ただ全道の沿海市町村にかかわる問題でありまして、解決までに時間を要すると考えられるものですから、ただその半面、現実として漁業生産活動が行われており、漁港における電力供給は不可欠ということでありますので、この部分については当面という言葉で使わせていただきますが、当面、市として漁港における電気料等を支出せざるを得ないものと考えまして、次年度につきましても予算計上させていただいているものであります。

古沢委員

確かに全道的な問題になりますね。ちょっと記憶が薄れておりますけれども、この問題を指摘したときに、ざっと見ただけで億単位にはなりませんけれども、数千万単位のお金が、要するに 12 年度以降北海道が負担すべきもの

を市町村が肩がわりをしていると、そういう内容になるわけですから、これはぜひ改善すべきではないかと。事が大きくなる前にきちんとしてほしいというふうに言っていたのですが、どうやら北海道は四つに組んで勝負をかけてきているとしか言いようがないような対応ですから、このままずっと続いていくわけにはいかないと思うのですが、きちんとした対応がそろそろ必要ではないかというふうに思うのですが、いかがですか。

(経済)水産課長

16年にそのようなことがわかりました。そういう部分で要望しているところでありますけれども、道の方として、今言いましたように全道一円にかかることということと、それで小樽市としましては市サイドだけではだめだということで、全道市長会あるいは町村会の方とも連携しながら北海道に要望しているところであります。引き続きやっていきますが、なかなか北海道は抵抗があって動かない部分もありまして、全道市長会の方とも連携をとりながら引き続き要請していきたいと考えております。

古沢委員

私もこの間、このままの方がいいのかなというふうに正直思わないわけではなかったのです。さあ勝負だというふうにして北海道と正面切ってというふうになれば、条例どおり北海道に引き上げましょと。返す刀で、それでは受益者負担だと、漁業者の皆さん電気代等は負担してくださいと、やぶをつついて何とかではないですけども、そういうおそれがないわけではない。だから、できるだけそういうふうにならないような形で解決をしたいものだというふうに思っていたのですが、事ここに来てはそれはそれですね。きちんとした支出根拠がないお金が市の支出で計上されるわけですから、これ以上放置はできないというふうに思うのです。

仮に、私が心配しているように、北海道がそういう態度で出てくるのだとすれば、それはそれで別の問題としてきちんに対応していくべきものであって、それが心配だからといってこれをずっと目をつぶるというわけにはいかないというふうに、特に新年度予算案を見て改めて思っております。市としてもきちんとした対応が必要だということを重ねて要望したいと思っておりますが、部長どうですか。

経済部長

16年度のときに御指摘をいただいて以降、直接後志支庁に行って、当時の担当部長が支庁長に話をして、どう整理していくのか話して、また、正式に市長名で文書を出して、回答も求めています。それなりの回答は来ているのですけれども、どちらかという、今後、全道一円の問題なので検討させてもらいたいという回答です。

それともう一つは、漁港管理条例の改正があったときに、確認はしなかったけれども、各漁港を持っている自治体に御理解をいただいたものと思っていたと、こういう北海道の物の言い方でした。けれども、それを受けながらもみずから一定の不備は認めてますので、全道一円の中で少し協議していかなければならない。我々はそのだけではなかなか突破口ないということで、市長会にも持ち込んで、水産課長会議などで議論していただいて、私もみんないな立場の市もありますので。ところが、もう既にところによっては全部漁業者の負担であったり、自治体の負担であったり、さまざまなものですから、まだ解決がついておりません。ただ、我々も支出している段階で理由書をつけて支出していますから、その部分ではこのままにしておいていいとは思っておりませんので、これまた後志支庁を通じながら粘り強く話をしながら、できるだけ早期に解決していかなければならないというふうに認識しております。

古沢委員

例えて言えば、道が管理する道道、そこを使っているドライバーや付近の住民から電気代をいただくなんていう、そんな話です。ですから、そもそも条例は、これはそういう受益者負担を求めることがなじむかどうかということは、これも大きな議論のテーマになると思うのです。私はそれはだめなことだというふうに思っておりますから。ですから、これは道も財政状況が大変厳しい、市も厳しい。それぞれの綱引きが起きると思いますけれども、基準にすべきものはしっかり決まっているわけですから、ぜひそれに沿って整理をしていただきたい。これは確認

です。

議案第 35 号小樽市企業立地促進条例案について

二つ目は、企業立地促進条例案です。幾つかお尋ねしたいのですが、最初に疑問に思ったのは、ずっと読んでみまして、あれ何で市税条例の一部改正で出なかったのだろうというふうに正直思いました。そうやって改めて読み直したのですが、これの目的とするところは、つまり地方税法で言えば第 2 条の(3)で言うておりますけれども、第 6 条第 1 項の規定を発動させるのだということで、この条例がつけられておりますけれども、改めてこの目的とするところを簡単に説明いただけますか。

(経済) 渡邊主幹

課税免除の目的とするところというお尋ねでありますけれども、条例の最初に、「この条例は市内に工場等を新築する者に対し、固定資産税及び都市計画税の課税を免除することにより企業の立地を促進し、産業の活性化及び雇用機会の拡大を図り、もって市の経済の発展に寄与する」ということで、一般的な公益に資するというような考え方であります。

古沢委員

スタンスとしては産業振興ですね。商業振興はどこへ行ったかという疑問をまた私は持ったのですが、第 2 条で工場等を規定しておりますが、振興条例に入っていなかったエネルギー関連施設というのが、この企業立地促進条例では加わることになりました。これはなぜですか。

(経済) 渡邊主幹

この条例では対象となる施設を、従来の中小企業等振興条例の四つにエネルギー関連施設ということで加えておりますが、そのエネルギー関連施設を加えた理由につきましては、石狩湾新港工業流通団地におきましていろいろ土地利用率などを考えておりますけれども、その中で今後発展が望まれる施設としてエネルギー関連施設があると、その位置づけから加えたところであります。

古沢委員

ちょっと意地の悪い質問になりますけれども、例えば石狩湾新港地域で工場等というのは、工場、物流施設、試験研究施設、高度情報処理施設、それにエネルギー関連施設が加わりましたね。企業が入ってきたときにこの条例ではじかれるところが出てくる可能性はないのですか。

(経済) 渡邊主幹

施設の対象を五つに限定しておりますが、例えば一つ一つの施設、工場をとりましても日本標準産業分類に定める製造業(武器製造業を除く。)というふうにかなり広範囲の解釈となっておりますけれども、委員がおっしゃるとおり、確かに対象とならない施設も中には出てくるかと思われま。

古沢委員

それで、公益等、地方税法の第 6 条で言えば課税免除を認めるということになっているのですが、それとの関連で言えば、そういった問題の整理というのは、今後、具体的に沿って研究・検討されていくテーマとしては残るのかなというふうに、私は疑問として持っております。これが一つです。

もう一つ、この条例のつくりの問題でちょっとお尋ねしておきたいのですが、何度か読んでようやくわかったのですが、附則の 1 で 4 月 1 日から施行だと。しかし、適用は 1 月 1 日にさかのぼると。法律や条例のつくりで言えば、本来こういうそ及しないというのは一応つくりとしては原則なのですが、後でよくわかったのですが、確かにこうした方が合理的というか問題は生じないのだと。必ずしもそ及させたらだめだとは言っていないから、これでいいのだという理解には達したのですが、そのところ簡単に説明してください。

(経済) 渡邊主幹

まず最初に、後の方のそ及の関係についてでありますけれども、現在の中小企業等振興条例、それから新しい企

業立地促進条例、ともに免除される要件を具備する締切りが 12 月 31 日ということで、年末になっております。年度ではございません。そうなりますと、その対象となるものの期間は、今年で言いますと 1 月 1 日から 12 月 31 日までです。ところが、現在、中小企業等振興等条例ができておりまして、新しい条例が 4 月 1 日から施行されますと、昨年中に要件を満たして現在の中小企業等振興等条例の対象になるもの、これは既に確定しておりますけれども、遅れて 1 月 1 日以降 2 月、3 月に操業開始した者、これを旧条例で救うのか、あるいは今この 4 月 1 日からの新しい条例で救うのかということになりますと、ともに 1 月 1 日から要件を満足する期間ということになりまして、このあたり行政立法手続上の問題になりますけれども、行政係その他等と相談いたしまして、この部分については 1 月 1 日にさかのぼるということを附則でうたうことによって、この新しい条例が平成 18 年からスタートすることになる、このような考え方で定めております。

それから、もう一つ対象施設についての関連でございますけれども、確かに委員がおっしゃるとおり、この条例そのものの対象は産業振興策の一つとして、なおかつ政策的に誘致あるいは立地が望まれる対象となる施設。さらにこの部分におきましてはその時代時代によりまして、例えば今脚光を浴びております IT 関連あるいはコールセンター産業、その中の一つとして新エネルギーということでこの部分が着目されております。そうしますと、石狩湾新港全体、工業流通団地全体の中でエネルギー関連施設というものが一つ脚光を浴びておりまして、今後、新港全体の中にそういった関連施設も出てくるであろうということから、対象の一つに政策的な考えで加えたものでありまして、その点で言いますと、当然、今後、時代の流れの中で多種多様な業種、関連施設が出てくると思いますので、その中では変わる、増える、減るといったことも可能性としてはあるのではないかというふうに思います。

古沢委員

参考までに伺っておきます。中小企業等振興条例の第 3 条から第 7 条までの実績について、16 年度と 17 年度の途中ですが、報告いただければと思います。

(経済) 本間主幹

まず、第 3 条です。商店街近代化施設設備事業助成でございますけれども、これは 16、17 年度とも実績はございません。続きまして、第 4 条の商店街活性化事業助成。これは商店街のソフト事業に対する支援でございますが、16 年度は 28 件で 369 万円、17 年度は 11 件で 176 万円となっております。第 5 条の認定職業訓練事業助成でございますが、これは 16、17 年度とも実績はございません。第 6 条の新技术及び新製品開発助成でございますが、16 年度は 1 件、30 万 1,000 円、17 年度も同様に 1 件で 35 万円の実績となっております。最後に、第 7 条の工場等設置助成でございますが、16 年度は 20 件で 6,835 万 2,000 円、17 年度は 9 件で 2,583 万 1,000 円となっております。

古沢委員

実績の報告をいただきましたけれども、中小企業等振興条例自体がこの実績でもおわかりのように産業振興的な色合いが、実績の中身で言えば強いということが言えると思うのです。この産業振興策として今度は課税免除をするというための企業立地促進条例ですから。ただ私になるほど思ったのは、隣の石狩市などと違って特定の地域を限定して、例えば石狩湾新港地域に誘致をするために、それを誘導するためにという内容とは違うのです。いわば小樽市域全域にわたってということの一つの着目したところ。そうであれば、ぜひ商業振興策をこういう考え方に基づいて広げていったらどうかというふうに私は思います。

現在の中小企業等振興条例で言いますと、確かに商業振興策として例えば商店街活性化事業助成が報告されたように出ていますけれども、しかし、これらは商工会だとか商店街振興組合だとか連合会だとか、こういった団体助成ですから、この企業立地促進条例のように、ここで規定するそれぞれの業種の個々について課税免除という誘導策を設けるのと同じように、商業振興策においても個々の店、個店に対してのそういう誘導策というのをとれないかと。その際に、まちづくり三法以降の反省・教訓に立った検討も加える必要があるとは当然思うのです。郊外に

どーんと大きいのが来るのに固定資産税を 2 年間もまけてあげるなんていうようなことは、これはとても検討の範囲には当然入りません。例えば、市街地活性化街なか計画で言う 210 ヘクタールの区域内における個々の商業振興策、まちなかにそういう元気を取り戻す誘導策として検討する。そういったものが必要になるし、できればそのきっかけにならないだろうか、こういうふうに思っているのですが、いかがでしょうか。

(経済) 本間主幹

確かに商業者に対する助成ということにつきましては、現在の中小企業等振興条例の中で、ちょっと古い話になりますけれども、平成 6 年には手宮市場が新店舗を建て替える際に、当時の高度化事業助成ということで納付された固定資産税の一定割当を補助金として出していた。あと平成 7 年に振興条例を改正した際に、先ほど報告いたしました商店街近代化施設設置事業助成、これは新たに初期投資を軽減するという目的でつくった制度であります。これも小売商業者が共同で店舗を建てる際に行うということで、例えば平成 11 年に新南樽市場がこの制度を活用して新店舗を建てたりしてございます。

また、そういう中で中小企業等振興条例の中で一定程度商業者に対する、そういった支援はしているというふうに認識しておりますけれども、今、委員からお話のありました一定程度の地域を限定して税の減免だとか、そういったお話につきまして、全国的にも条例において税の軽減措置を行っている自治体もあるやに聞いておりますので、そういった他市の状況を調査・研究すること、また、現在、国会の方でもまちづくり三法の改正案が審議されておまして、その中で中心市街地のエリアに対する大型空き店舗に対する支援措置も充実されるというふうに聞いております。

また、従来、小樽市なりが間接的に入る形での間接補助というのが大きな仕組みであったわけですが、現在は直接民間への補助であるとか、そういったふうに法も変わってきているというふうに聞いておりますので、そういった状況を十分調査・研究しながら、お話のありましたことについて勉強させていただければと思っております。

古沢委員

ぜひそうしてほしいと思うのです。そうでなければ地方税法第 6 条は、例えば疑義が生じてきたりするわけです。一部の者の利益につながるような課税免除というのは、この第 6 条の意味するところではないというふうに言っているわけです。ですから、できるだけ小樽の経済、産業であれ商業であれ、元気を取り戻していくという、そういった政策として、具体的な方針として示していくことができるように検討いただきたいと思うのです。

絵にかいたもちになったら困るものですから、参考までに、この条例で言う固定資産税評価額の 5,000 万円以上というのは、これはなかなか難しいのですけれども、一般的などという条件付でどれぐらいの施設規模になるか。償却資産などを入れたらまた難しくなるので、上物、建物だけで。いや、それは私が聞きましたので紹介しますが、商業施設の場合は極めて一般的です。鉄骨 R C で言えば、固定資産評価額は平方メートル当たり 13 万 5,000 円ぐらいが平均的でないでしょうか。鉄骨で言えば 11 万円。それから、工場の場合、鉄骨鉄筋コンクリート平方メートル当たり 7 万 5,000 円ぐらい、鉄骨で 8 万 5,000 円ぐらいですね。そうすると、上物だけで言いますと、5,000 万円というのを割り返してみたら、商業施設で言ったら、鉄骨鉄筋コンクリートづくりでも 370 平方メートルぐらいの建物です。鉄骨づくりで言ったら、450 平方メートルぐらいの建物です。まち場の新規であれ、しにせの人がまたどこかに建て替えてというようなことであれ、このぐらいの個店規模のものでしたら、商業者にとってみればとんでもない、手が届かないなんていう施設ではないと思うのです。ですから、そういった意味合いからも、具体的な効果が上がるだろうというふうに自分なりに思っておりますので、ぜひ研究をしていただきたい。

最後になりますが、この条例で言えば、中小企業等振興条例とそれから新しい企業立地促進条例とで、参考までに工場のも先ほど紹介しました。例えばこれで置きかえてみたら、金額的にはイメージをはっきりさせるためにこういうことかということを確認したいのですが、例えば鉄骨鉄筋コンクリートの工場、平方メートル当たり

7万5,000円。5,000万円の評価額ちよっきりとすると、670平方メートルぐらいになっています。そうすると、従来の振興条例で言えば、670平方メートル掛ける1,000円でしたから、それも1年限りですね。つまり67万円の助成がされていたわけですが、その同じ規模の工場が建った場合に、今度の条例で言えばどうですか。これは670平方メートルで5,000万円と評価される建物、工場ですから、100分の1.4、税率を掛けると70万円。大体とんとんなのです。ところが、これは2年間やりますということになるから、そういう意味では誘導策としての効果は、そういうねらいは数字に置きかえてみると、こういうふうに言えるのだなと自分なりにちょっとイメージしてみたのですが、そういうことでおおよそいいのかどうかを確認させてください。

(経済) 渡邊主幹

今回の条例に当たりまして、私どもの方でもいろいろな形で試算はしてまいりました。ただ、算出の方法がおっしゃるとおり全く違いますので、現在の制度と比べてどのくらいの差が出るかということに関しましては、現行条例につきましては、建物の面積が大きければ大きいほど助成が増えると。そうしますと、工場なんかでも体育館のようにがらんとした倉庫みたいなものですかかなり助成額が大きい。逆に今回ののは設備投資という部分がありますので、コンパクトな工場であっても、中に例えば1,000万円もする冷蔵庫だとか各種ベルトコンベア設備、こういったものを入れると、今度は何千万円というお金になって、それが対象になってきます。なおかつ従来なかったみずからのものであれば、その敷地となる土地についても課税免除の対象になるということになりますと、二、三倍とか五、六倍とかも含めて、全く個々の一つ一つの対象となる投資額によって金額が大きくかわるというような感じになってまいりますので、なかなか委員のおっしゃったような計算で建物だけでは比較は難しいかと思えます。

経済部長

ちょっと話させていただきますが、先ほどのこの条例に商業分野への展開というのですか、広がりかどうかという御提案がありましたが、それはそれで今後の商業振興策という分野の中での検討のきっかけというか、ヒントにはなると思うのですけれども、実はこの条例の中に商業という形の想定はしておりません。それは基本的に条例の作りそのもの、ねらいそのものが、どちらかという外からの誘導というのを想定しております。ですから、我々は製造業を含めて、商業を含めて小樽のパイというのがどんどん縮小している中で、何とか今持っている工業団地の中に外から誘導することによっていろいろな意味での活力をもらおうと。それが2年間課税免除するけれども、3年目から税収として入ってくる。あるいは雇用する方々の雇用であり、またそこから税収が増える、それがねらいです。

例えば商業で言ってしまうと、残念ながら商業、特に小売について言えば、今ある小樽のパイの中でパイが縮小していますから、そんな中で増やしていくというのは非常に難しいのです。今いる方々がそのパイをある意味ではお互いに共存しながら生きているわけですから、今おっしゃったような形で市内の小売業の方々がこうやって進出してくれればいいですけれども、外から大きな商業の小売が出てきたときに、そこでまたパイの問題が出てくるということになれば、私はその部分を今の工場、製造業と一緒に語ることはなかなか難しいというふう考えていますので、御提言の趣旨については意味としてはわかりますので、新たな策としての検討の素材にはさせていただきますが、この条例案の中でということになると、なかなか難しいということをちょっと言わせていただければと思います。

古沢委員

話していたベースになっているのは、今、部長がおっしゃった話を当然含むのですが、わかりやすく言えば、外からであれ内からであれ、企業が立地されるというものについて、地域を限定しないで全市域でというふうに確認した上でいろいろ考えたのです。それと、できるだけ特定の業種に限定しないで、要するに商業であれ産業であれ、元気を取り戻していくというきっかけにできればいいなど。あえて乱暴に言えば、まちじゅうの元気を取り戻していくというテーマがこの中に入っているのですから、2年間一切合財固定資産税を全部免除してもいいではないか

というのがベースに、例えば私の中にはあるわけです。そういったことで元気が戻るのであれば、そういったことでも大胆にやってもいいのではないかというぐらいの構えで考えていけば、商業振興策としても考え方としては活用していくという研究をしていったらいいかなというふうに思っていますので、ぜひ検討を進めていただければと。そういうことを最後に、終わります。

委員長

それでは、共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

井川委員

北海道新幹線について

まず、経済部にお尋ねいたします。

まず、北海道新幹線なのですけれども、実は所管は企画政策室と承知しております。ですけれども、経済的波及とか、あるいは広域観光の部分から、ちょっとそういうところから見た観点で御意見を伺いたいと思います。

先日、パークホテルでそういう会議があって、私も出席しているいろいろお話を聞きました。後志、特に小樽なんかでも大変後ろ向きだということで、前向きでないということで御指摘を受けました。本当に私もそのとおりだと思います。

というのは、実は倶知安にしろ、あるいは森、長万部、ああいう小さいところでも、ちゃんと駅前に看板が立っていたり、非常に市民にいろいろ周知されております。市民は何とか新幹線が来るのだなと、そういう希望もあって、明るいかなと思うのですけれども、実は東北が非常に熱心だということで、まず東北に資金がそこへ行ってしまったということでこの間もお話を聞いていましたけれども、そんな部分で今度向こうの天神の方ですか、今のところちょっとわかりませんが、そういうところに新駅ができるようになると、恐らくまちの様相もすっかり変わって、そういうところにホテルが建ったり、あるいはそこに停車すれば、観光客が札幌まで行かないでどさつと小樽でおりるとか、そんな方向ですっかり様子が変わってくるのではないだろうかというふうに、衆議院議員の津島さんですか、そういう方がおっしゃってございましたけれども、これもちょっと夢みたいな話ですけれども、来るか来ないかは皆様方の熱意だということでお話してはいたけれども、私はやはりそういう意味で、倶知安や森やら長万部で看板や旗を立てているのであれば、小樽市役所なんかでも垂れ幕ぐらいはあってもいいかなと思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

経済部長

今、御指摘の部分は北海道新幹線の、特に札幌までの延伸に向けて、各沿線の市町村が積極的ないろいろな運動をやっていますので、そういう意味で確かに小樽の場合にはそういう垂れ幕だとかあまり見たことがないという感じですが、庁舎の4階に新幹線誘致とグリーン色で、あれ私たちが企画にいたときに張ってやっていたのですが、それぐらいかなという感じがしています。そういう意味では現在企画政策室の方で担当していますので、そんなことも御指摘の点があったことなどは話をしていきたいと思っています。

それから、非常に北海道の試算した段階では大きな経済効果があって、特に鉄道の利用者ということからすると圧倒的に増えていくという、そんな数字は出ております。ただ、個々に小樽はそうしたら幾らなのかということ、まだその積み上げはなかなかないのです。そういう意味では、現実にはそういう利用者が増える効果と、もう一つは直接的に新函館と札幌の建設工事をやったときに、その工事における効果というのはやはり一つはあるような気がします。

それから、天神の駅の話はちょっと私も想像がつかないのですが、現実には新幹線ダイヤというのがどの程度新小樽駅でとまっていたら、どんな形でおりにいただくのか、その辺が見えてくると、頻繁にとまっていたら、当然御利用もあるのだらうと。ただ、小樽 - 札幌間はわりと近いものですから、新幹線だと本当に数分という

形になったときに、小樽に全部とまってくれるのかどうか。こだまとかひかりみたいな関係で間引きされて停止しないというような可能性もちょっと残っていると聞いていますので、その辺も見ながら、当然人が寄れば、駅ができれば、商業施設ができ、あるいは集客施設ができるという、そういう効果は我々としても大いに期待していますので、今後、企画政策室と調整をしながらできる限りのことはしていきたいというふうには思っております。

井川委員

ひとつ前向きに、暗い話ばかりですけれども、何とか一つ明るい話があってもいいかなということで、経済部の方からもお願いをしていただきたいと思います。

朝里川温泉のPRについて

それから、朝里川温泉の利用客、去年と今年でどのぐらい減っているか、ちょっと教えてください。

(経済) 観光振興室飯田主幹

朝里川温泉地域の宿泊客数ということでよろしいでしょうか。

井川委員

はい、よろしいです。

(経済) 観光振興室飯田主幹

平成 15 年度におきましては、実数で言いますと約 20 万 7,000 人、16 年度では 19 万 4,000 人。それからもう一つ、延べ客数、要するに連泊なさった方々ですけれども、15 年度では 21 万 9,000 人、16 年度では 20 万 3,000 人となっております。

井川委員

小樽でたった一つの温泉観光地が朝里川温泉で、ちょっと私たちから見ても非常に今何か元気がないのかなと思う。しかも、小樽市が温泉を供給して、最も頑張っていたきたい部分だと思うのです。観光客の周知なんかでも非常によくはないのではないかとということで、私も御指摘をちょっと受けました。それで、どこに朝里川温泉があるのかなと。まず、朝里の入り口の曲がり角まで行かなくては、ゆらぎの里というのですか、ああいう部分に看板がないとか、あるいは駅をおりてもぱっと看板がないとか、いろいろな部分で何かちょっといま一つ宣伝が下手だとか、こんな部分でちょっと元気がないのかなと。

それと、もう一つは私は非常に思うのですけれども、朝里川温泉には個性がないと言ったらおかしいのですけれども、ほかの温泉、例えばニセコでも定山溪でもどこでも、冬の割引だとかいろいろな割引があって、集客がわりと多い感じです。ところが、ここは微減ですけれども、1 万人ぐらいずつ減っていています。そんな部分で朝里川温泉は年がら年じゅう同じ金額だと。ですから、それであればとにかく食事が北海道一おいしいのだとか、小樽のすばらしいあれを食べさせるだとかという何か一つ光る個性というのですか、小樽へ行ったら朝里川温泉はこうなのだとか、そういう個性がさっぱり見当たらないというふうに思うのですけれども、いかがなものでしょうか。

(経済) 観光振興室飯田主幹

PR 不足とのお話でございました。まず地域としての案内板等がないということでございますけれども、地域では、道道 1 号をゆらぎ街道という名称をつけてございまして、訪れた人にゆっくりとくつろいでいただきたいという意味で、そういった部分では看板等の景観にも配慮して、あまり自然の中で目立つような看板をしていないということも、そういった一つの原因になっているのかなと思います。

それで、PR というところでございますけれども、地域といたしましては、これまで自然などの地域の魅力ですとか、宿泊施設、観光施設などを紹介する観光マップの作成ですとか、それから 15 年度にはそれまで休眠していましたホームページを復活させるなど、情報発信という取組をしてきてございます。

さらに、地域の各施設では、宿泊施設なんかは独自で旅行雑誌への PR 記事の掲載ですとか、テレビの CM など小樽・朝里川温泉も含めまして施設の紹介ということで PR をしてきてございます。また、小樽観光誘致協議会

とかが実施いたします国内・国外の観光プロモーションにも施設としては参加をいただいております、積極的に PR に参加をしていただいております。

私どもも、市内で唯一の温泉郷ということで朝里川温泉をとらえてございますので、市といたしましても積極的に PR してまいりたいと思っておりますし、地域の皆様にも一層効果的な取組をしてもらいますよう話をしてまいりたいと考えております。

井川委員

朝里川温泉はスキー場もありボーリング場もありゴルフ場もあるということで大変恵まれております。決して劣ってはいないと思うのです。だから、もうちょっと市の方も、補助金は今年 90 万円ですか、朝里川温泉に出しているのですから、少し遠慮なさらないで物を申し込みたい。何となく私たちから見たら遠慮している感じで、組合とうまくいっていないのかなという部分もちょっと受け止められるようなところがあって、もうちょっと遠慮なさらないで話していただきたいと思います。

東アジアマーケットリサーチ事業について

次に、東アジアマーケットリサーチ事業報告会、ちょうど委員会中で、皆さんに御案内があったと思うのですが、私一人ですから、あと大橋議員が行っていましたが、この会に出席させていただきました。非常に皆さん御苦労されて、成功なさったようでございます。台湾だとか、あるいは香港のそごうですか、ああいうところでずいぶん宣伝なさって、いろいろな部分で御苦労されて、もう何か委員長の話を聞いたら、一步後退したような、そういうふうな受止め方も私はしたので、ちょっと質問させていただいたのですけれども、これから一番注目しているのは中国だと思うのです。そういう部分も含めてどんなふうにするのか、その辺のかかわり方について。

(経済)産業振興課長

お尋ねは、東アジアマーケットリサーチ事業を今後どうしていくのかと行政のかかわり方です。一昨年と昨年 2 か年にわたりまして、一昨年は香港だけで事業展開をしました。昨年は香港と台湾ということで実施してまいりましたが、香港の方は一昨年の事業の結果、既に小樽のお菓子が店頭に並んでいたりですが、それから事業は百貨店でやったのですけれども、スーパーの方から取引があるということで新たな取引が生まれて、既に効果が少しずつ表れ始めております。

台湾の方につきましては、昨年、台北の太平洋そごうで実施をいたしましたけれども、これはこれで人的なネットワークが新たにできたということで成果もあるのですけれども、物産展だけですとやはり 1 年に 1 回の物産展での発注があるという、単発だけで終わりかねませんので、今後はやはり台北市以外の地方のスーパーでの展開ですとか、あるいはコンビニも非常に多くなっているというふう聞いてございまして、そこで日本商品も取り扱われているということでございますので、やはりローカルのルートというものも十分確保しながら引き続き香港と台湾では事業を継続していきたいというふう考えています。

それから、今、中国も視野に入れるというふうなお話でございましたけれども、例えば香港と台湾とを比較しましても、それぞれ国、地域によりまして貿易の事情、貿易の手續あるいは関税の金額、そういった違いがございます。特に中国につきましては、昨年だったかと思っておりますけれども、北海道が食品なりを持ち込もうとしたときにいろいろ検疫局の許可を受けるときに時間がかかったというようなことで、中国は中国でまた違った貿易事情だとか法律があるわけですから、そういったことも十分研究をしながら中国に向けては取り組んでいきたいというふう考えてございます。やはり人口が約 13 億人もいるという大規模な市場もございまして、あるいは小樽から見ますと対岸にあるという優位性もあるわけでございますので、台湾と香港での事業を継続しつつ、中国を視野に入れながら今後の事業等を進めていきたいというふう考えています。

それから次に、行政のかかわり方ということでございまして、この事業につきましては、2 年間、私ども

経済部に事務局を置いて事業を進めてまいりました。ただ、この事業そのものは産学官という連携の中から生まれてきた事業でございますので、引き続きやはり行政なり研究機関も含めた中で、それぞれがそれぞれの立場で事業に協力をしていきたいというふうに考えてございますけれども、私どもといたしましても引き続き事務局を担っていく中で、事業への企画、立案あるいは現地との連絡調整、そういったさまざまな形でこの事業を支援していきたいというふうに考えているところでございます。

井川委員

ぜひ頑張っていたきたいと思います。18 年度の費用はどのくらい見えていますか。

(経済)産業振興課長

結論から申し上げますと、まだ新年度にやる事業の内容が固まっておりませんので、事業の費用については算定してございません。参考までに申し上げますと、昨年度は香港と台湾での事業で総事業費 500 万円、2 分の 1 を道の政策補助金を入れて実施しておりますけれども、おおむね同額程度が今のところ見込まれるのではないかなというふうに考えているところでございます。

井川委員

飛鳥 の船内見学について

それでは次、港湾部をお願いします。

まず大型客船、昨年と今年と何隻入っていますか。

(港湾)企画振興課長

港湾統計は暦年でとっておりますので、平成 16 年につきましては 9 隻、17 年につきましては 6 隻というふうになっております。

井川委員

18 年の予定は何隻ですか。

(港湾)企画振興課長

今年のご予定でございますけれども、既に御案内しておりますけれども、3 月 27 日の飛鳥 を皮切りといたしまして、にっぽん丸等 12 隻の寄港が予定されております。

井川委員

昨年よりも増えたのは、こちらからセールスしたというか、お願いしたのでしょうか。それとも向こうの方からぜひ小樽に来たいということで。どちらでしょうか。

(港湾)企画振興課長

基本的にはクルーズ船社の方で寄港地を決定しております。この点につきまして考えますと、小樽観光が評価されているということが一つあると思いますけれども、もちろんそのほかに北海道クルーズ振興協議会をはじめとした誘致活動というのも効果を表しているのではないかと、そのように考えております。

井川委員

それで、実は 3 月 27 日に入る飛鳥 の件なのですけれども、非常に私のところに問い合わせが来て、応募したけれども全然外れているというか、応募数をちょっとお知らせいただきたいと思います。

(港湾)企画振興課長

このたび 100 名の募集をしたわけですが、応募につきましては約 1,200 名ございました。

井川委員

1,200 名ですから 1,100 名の方がそれに外れたということで、非常に大勢の方が外れたので御不満が多いようで、市議会議員は何とかしてということに来てはいるのですけれども、でも私が抽選するわけではないですから、厳正な抽選と申し上げているのですけれども、私もなぜ 100 名なのでしょうかとということをお尋ねしたいと思

ます。

(港 湾) 企 画 振 興 課 長

船内の見学につきましては、これもクルーズ船社の方で決定するわけでございますけれども、当日も乗客としては既に 700 名の方が乗られて小樽港に入るとい形になっておりまして、船内見学につきましても 100 名では受入れ可能であるということで実施させていただいているということでございます。ただ、飛鳥のときは 40 名だったのですけれども、船舶が大型になったということで、今回は 100 名ということで増加にはなっているというふうには考えております。

井川委員

非常に警備なんか大変だと思います。豪華客船だけにすばらしいから見たいという方が大勢いらっしゃるの、今年はおと 11 隻入りますね。そうしたら、その 11 隻は全部 100 名程度で抑えられると考えてもよろしいのでしょうか。

(港 湾) 企 画 振 興 課 長

逆にほとんど一般、ホテルがわりで来ておりますので、ほとんどが見学にはならないというふうにご覧いただいた方がいいかと思ます。

井川委員

わかりました。私の認識もないので、市民の方も私が 12 隻入ると言ったら喜んで、ではあと 11 回応募しようという。それだけやはり市民の方が非常に興味を持っていらっしゃるのです。ですから、できるだけ、もしこういう船内を見学できるというのがあれば、札幌の方も結構いらっしゃいますけれども、なるべく地元の方を優先でぜひ見せてあげていただきたい。それもちょっと不公平ですね。

そんなわけで、いろいろ警備やなんかの面で大変だということです。それからソーラス条約なんかもあって、私どもが行くのもパスポートが要るとか、あるいは免許証が要るとかということで大変厳しい、そういうことを市民がよくわからないのです。簡単に考えていて、飛鳥が来るのだ、見たいのだということで、非常に胸をわくわくして出したけれどもだめだったということで、御不満を港湾部の方に言ってくればいいのですけれども、私の方に。よく私も周知しておきます。

対岸貿易について

次に、先般、貨物コンテナ、あれがロシアを抜いて中国が 1 位になったということで、今後 2 位になったロシアの対策というのは何かお考えになっているのでしょうか。

(港 湾) 企 画 振 興 課 長

先日も新聞に出ておりましたけれども、貨物量としては既に 2003 年に、額ではなく量なのですけれども、これはもう中国が 1 位というふうになっております。現在のロシアとの貿易につきましては非常に品目が限られているという状況にあるのですけれども、ロシア対岸について見ますと非常に可能性は大きいのではないかとこのように考えておりますので、今後とも定期航路の維持発展ということはもちろんですけれども、小樽港の周知 P R ですか、貨物の動向調査とか、ロシア貿易が活発化していくようにそういったものに積極的に取り組んでいきたいと、このように考えております。

井川委員

中国、ロシアのほかに、次はどこをターゲットにしていますでしょうか。

(港 湾) 企 画 振 興 課 長

かつては韓国も結構対岸貿易としては貨物量があったわけですが、その物流の流れによりまして対象国も変わってきております。コンテナにつきましては、だんだんタイとかインドネシアとか、インドの方面にコンテナ航路が伸びているという経過がありますので、今後はそちらの方も注目しながら対応していきたいと、このように

考えております。

井川委員

それでは最後に、直近の貨物の総輸入量を教えてください。

(港湾)企画振興課長

輸入量につきましては、17 年速報になりますけれども、52 万 6,231 トンとなっております。

井川委員

その前の 16 年は。

(港湾)企画振興課長

52 万 9,787 トンでございます。

井川委員

それでは、総取扱トン数に対しては、16 年、17 年と減っているということはないのですね。

(港湾)企画振興課長

輸入で見るとは減少はしておりません。

井川委員

はい。よろしいです。

佐々木(茂)委員

予算特別委員会で自民党は 4 人委員になっているものですから、役割というか、時間がなくて質問できなかったものですから、積み残しといたしますが、この間お伺いしますという問題について、所管の常任委員会でございますのでお許しをいただき質問をさせていただきたいと思えます。

まず初めに、明るい話の中からまた暗い話に戻って恐縮です。暗い話から明るい話というふうにいきたいと思えますので、よろしく願います。

予算の減額理由について

本市といたしまして基幹産業と位置づけている観光都市小樽。その経済部の予算が前年より減少しているという観点から、この経済部所管の関係で労働費、農林水産費、商工費、これらについて私がざっと計算したところ約 8,300 万円ほど前年より減っているような感じに見受けます。この中でどういう理由で今年どういうものが減ったのか、まずお聞かせください。

(経済)産業振興課長

今、委員の方からそれぞれの予算が減ったということで御質問があったので、まず私の方から順次答えさせていただきます。

私の方からは、商工業振興費の減額の費目と理由について若干話したいと思います。一つは土地購入資金貸付金という融資制度の中のものでございますけれども、これにつきましては既に制度が廃止されておりまして、融資残高に応じて金融機関に預託をしておりますけれども、新たな融資、貸出しというものが発生しておりませんから、これについては毎年金額が落ちていっているという状況でございます。

それから、もう一つは工場等設置助成金でございます。これは、平成 16 年 4 月に制度を改定してございまして、その前には固定資産税に一定の割合を掛けて 2 年間助成金を交付していたものが、現在は今の制度でいきますと、先ほども質疑がございましたけれども、工場の床面積に 1 平方メートル当たり 1,000 円を掛けて、期間も 1 年間ということになっておりまして、制度の違いにより、この工場等設置助成が減額になっているという状況でございます。

(経済) 観光振興室佐藤主幹

観光費の方につきまして答えたいと思います。

対前年度比で大体 930 万円ちょっとぐらいの減額になっております。中でも主なものとして 100 万円以上の減額になっているということで答えたいと思います。

まず一つは、朝里川温泉郷観光施設整備資金基金積立金ということで、こちらの基金につきましては御承知と思えますけれども、泉源開発に用いたり、近年はレジオネラ菌対策、こういうところに使わせていただいているものであります。

それで、今年も予算計上しておりますものにつきましては、今年度の入湯税の見込額の 7 割ということで計上するのですが、2 年前の年度の入湯税の確定額の差額も一緒に計上するのです。ですから、2 年前の見込みで多く見込みすぎた場合には減額になります。少なく見込んで多く入れればプラスになるという要素がございまして、18 年度につきましては 16 年度末の確定差額、これを足しております。18 年度が 111 万 6,000 円ほどのマイナスです。それで 17 年度、いわゆる 15 年度の差額がプラスの 218 万 3,000 円ということで、それで 370 万円ほどの開きがあったということです。

それから次に、小樽教育旅行誘致促進実行委員会負担金というもので、これは市と観光協会、観光誘致協、それから小樽と北後志の観光事業者、この 4 者で実行委員会を組んでおりまして行う事業に対する負担金です。事業の主なものとしたしましては、教育旅行の誘致キャンペーン事業ということで、主に九州、関西、関東、そちらの方面に観光事業者ともども行くという形になっております。それで、もう一つは、このキャンペーンのときに携えていきますプロモーションツールというもので、小樽北後志教育旅行ガイドブックというものをこの 17 年度で作成いたしましたので、18 年度も引き続き九州方面にキャンペーンに行きますけれども、この主なプロモーションツールが完成しておりまして、来年度はその補完ということでありますので、その部分で 100 万円ほど負担金を下げたということでございます。

それから、三つ目が観光案内所運営費の交付金ということで、これが 100 万円ほど減額になっておりますけれども、御承知のとおり観光案内所、観光協会が 3 か所設置して運営しているものです。その中で小樽駅につきましては 18 年度当初から、今までは観光協会の方で職員を雇っていたものを、小樽駅に限っては小樽観光ガイドクラブのボランティアに委託する形で人件費を引き下げることになりましたので、うちからもそういう部分に相応します交付金の部分を 100 万円ほど減らしたということです。

それから、四つ目が株式会社小樽観光振興公社貸付金ということで 500 万円減額になっておりますけれども、御存じのとおり祝津、オタモイ航路を担当している会社ですけれども、平成 3 年度のときに経営状況が悪化したということで、当時は 5,000 万円を貸し付けまして、毎年 500 万円ずつ利息をつけて返してもらうという話になったのですけれども、途中で高速船とかホバークラフトとか、いろいろな不幸な事故がございまして、それで支払いがうまくいかない年度もあったということなのですけれども、17 年度とそれから来年度についても大体 500 万円の返済見込みがあるということで、貸付金が 500 万円ということです。

(経済) 商業労政課長

私の方からは労働費について説明させていただきます。

労働費につきましては、経済部とそれから市民部で構成されておりまして、具体的には経済部では労政費ということになっております。市民部では勤労青少年ホーム費、それから勤労女性センター費ということで大きく三つの費目になっているわけですが、経済部所管は今言いました労政費ということです。全体では 2,100 万円ほど前年に比べて減額しておりますけれども、そのうちの約半分 1,000 万円についてですけれども、勤労者貸付金という制度がございまして、中小企業の労働者といいますが、従業員の方に教育資金だとか住宅資金需要のある方に貸し付けております。その貸付窓口を労金にお願いし、市から預託しております。それを 17 年度は 4,500 万円預託を

しておりますけれども、近年、その預託状況といいますが、利用実績、その推移を勘案しまして、労金とも相談いたしまして 1,000 万円減額しまして、3,500 万円の原資でやっていただくと、その部分が減額しております。

(経済)水産課長

水産業費につきましての主な減額理由について説明させていただきます。

事業費としましては 1,829 万 2,000 円がトータルでマイナスになっておりますが、その主な原因としましては 2 点あります。1 点目につきましては、17 年度に高島地区でウニの増養殖場の造成事業を行いました。それで 17 年度に完成ということで、ここで 1,200 万円の減となります。2 点目としましては塩谷漁港を整備しているのですが、18 年度は最終年ということで事業が減っております。17 年度は、負担金としては 810 万円でしたが事業費が減りまして、18 年度は 180 万円ということで 630 万円の減。合わせて 1,830 万円の減の主な理由ということでこの 2 点がありますのでよろしく申し上げます。

佐々木(茂)委員

今、説明いただきましたほかに、逆に鯨御殿費、これが 170 万円も増えていると思いますが、この理由。

(経済)観光振興室佐藤主幹

鯨御殿費の関係でありますけれども、御存じのとおり公の施設の中で一番に指定管理者制度を導入したと。16 年 4 月 1 日から導入しておりまして、指定管理者につきましては株式会社小樽水族館公社ということで、同公社との間に管理業務協定というものを結んでおりまして、これは 16 年 4 月 1 日から 19 年 3 月 31 日までということで 3 年間なわけなのですけれども、このときに管理業務の代行費用ということで双方で決定した額、これが協定書の第 4 条に入っておりますけれども、670 万円。これはあくまで 1 年間の中で 670 万円ということで考えています。

それで、16 年度、当初それで入ったのですけれども、16 年 9 月 8 日に台風 18 号によって、そこで閉館ということになりましたので、主に人件費、これは大分削ったのですけれども、あとは一般管理費を若干削りまして金額修正したのが 1 年目が 525 万円となります。それで、去年は 4 月 1 日から開館できればよかったのですけれども、いまだ本体工事に着手ということで、7 月 16 日からあけましたので、ですからその分やはり人件費と一般管理費を中心にカットしまして 500 万円ということでしたので、今年の予算は 3 年間で結びました中のまともな年額ということで提示させていただきました。

佐々木(茂)委員

それから、新おたる農業協同組合の事業補助 150 万円と 100 万円、これ施設栽培促進事業費補助金、経営改善事業費補助金という補助金を出していますが、これの主な内容について。

(経済)農政課長

新おたる農協と一緒にやっている事業でございますけれども、まず施設栽培促進事業費補助金、これにつきましては、小樽の農業が都市近郊型農業ということで施設栽培に移行してございます。これに係るハウス関連資材であるとか暖房器具、これらにかかわる費用を農協と一緒に助成しているものでございます。

それから、経営改善事業費補助金、これにつきましては、先ほど言いました施設栽培の中のトマトであるとかイチゴであるとか、これの作業は前はホルモン剤といいますが、それで受精させていたのですけれども、それよりもマルハナバチを使って受精させると品質もいい、結果率もいいということで、それから農業者の労働の軽減にもなるということでマルハナバチを導入してございます。その費用と、それからあと連作障害を防ぐために土壌の消毒剤、これにつきましても助成しているということでございます。

佐々木(茂)委員

商店街の空き店舗状況について

次に、主な商店街の空き店舗の状況、現在どのような形で推移しているのか。

(経済)本間主幹

商店街の空き店舗の状況でございますが、この空き店舗調査は商工会議所の方に委託して行っております。直近のデータで今年の 2 月、対象の商店街ですが、本市のいわゆる中心の 3 商店街、都通り、サンモール、花園銀座、そして中央通を挟んで都通り梁川、それと駅前の三つの商店街がございます。計七つの商店街の状況であります、空き店舗の数が 32、率が 11.0 パーセントとなっております。

佐々木(茂)委員

もっと詳しく、例えば梁川、都通り、それから花銀とかいうのはわかりますか。

(経済)本間主幹

それでは、都通り商店街の状況ですけれども、営業店舗が調査の数値といたしまして 62 店、空き店舗が 6 店、空き店舗率が 8.8 パーセントとなっております。あとサンモール一番街につきましては、営業店舗が 24 店、空き店舗が 2 店、空き店舗率として 7.7 パーセント。そして花園銀座商店街ですが、営業店舗が 71 店、空き店舗が 11 店、空き店舗率として 13.4 パーセントとなっております。あとの商店街の方も報告した方がよろしいでしょうか。

佐々木(茂)委員

あとで資料をいただければ結構です。

(経済)本間主幹

わかりました。

佐々木(茂)委員

それで、空き店舗の埋まったというのか、現在で報告いただいたこの空き店舗の数がありますけれども、去年と比べて埋まりましたというのか、まだ続いているというのか、ちょっとその辺いかがですか。

(経済)本間主幹

都通り商店街を例にさせていただきますと、昨年火災がありまして、その火災を経て、大体空き店舗の数も 10 店ほどで一番悪い状況でありました。その後、例えば長年の懸案でありました都通り中ほどにミキという洋服店がありました。あそこが長年あいていまして信金の管理物件となっていたのですが、その後に近くにありました雑貨店が入りまして、非常に都通りにとっても今までにない業種として、また集客効果の高い業種ということで、商店街に対しての一定程度の効果があるとか、あと被災したところも新たに店舗が建ちまして、そのうち 2 軒はもう既に営業を開始しているとか、都通りにつきましてはだんだん空き店舗が埋まっている状況でございます。

佐々木(茂)委員

いろいろとお調べをいただいてありがとうございました。

ホームページについて

次に、ホームページの閲覧回数がトップになったという話、新聞報道を見ましたけれども、これはどのような形でトップになったのか、内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

(経済)観光振興室飯田主幹

先日、新聞に載っていた記事の件だと思いますけれども、これは国土交通省の支援を得まして外国人観光客誘致のさまざまな事業に取り組んでおります独立行政法人の国際観光振興機構が日本の観光地を紹介するために全国で 410 か所、そのうち道内は 29 か所でございますけれども、これら観光地の情報ですとか、それから簡単なマップをホームページ上に掲載して海外に発信しているものでございまして、英語、韓国語、それから中国語の簡体字・繁体字の 4 か国語で閲覧できるようになってございます。

今回の報道でございますけれども、同機構が平成 17 年 4 月から 12 月の 9 か月間にわたりまして各地域の言語別のアクセス件数を調べた結果を公表したものでございまして、小樽の閲覧数が第 1 位となりましたのは繁体字のホームページでございます。繁体字ということでございまして、これらを使用しているのは台湾や香港と、こうい

った地域の方々の閲覧が多いということだろうということをごさいます、小樽に宿泊される外国人観光客の皆さんもやはり台湾・香港が多いということをごさいますので、そちらの地域での小樽の人気の高いものというふうに受け止めてごさいます。

佐々木(茂)委員

大型客船の寄港について

次に、先ほど井川委員が飛鳥の寄港のことについてお伺いしたのですが、私も関連して、さっき港湾部の方から説明していただきましたが、今年は去年の倍、12隻ということで、去年が6隻で2,754人が見学という形だというふうにあったと思います。

それで、これに関する客船が寄港することよっての経済効果、それからどんなことが影響あるのかといいますが、誘致はどこが主体でやるのか、それから乗客のいわゆる飲食だとか、そういったことの消費拡大のこと、それから、例えば乗客は小樽において何をやるのかみたいなもの、その辺のところをちょっと説明していただきたいと思ひます。

(港湾)企画振興課長

初めに、先ほどの井川委員への説明の中で、最後に輸入量は減っていないと答えてしまいましたけれども、0.7パーセントの減少ですので訂正をさせていただきます。

(「減っていないと言ったからそれ以上質問できなかったの。減っていると私は思っていたのに変だなと思ひて私も考えました。いいです」と呼ぶ者あり)

それで、クルーズ船なのですけれども、経済効果ということから言わせていただきますと、港湾施設使用料が入る、それから代理店の取次料が入る等、そういった直接的なものもごさいますけれども、昨年私どもが飛鳥入港時に、7月なのですけれども、アンケート調査を行った結果では、土産品として1人約3万8,000円消費しているという数字の高い傾向が見られまして、市内観光につきましては高い経済効果があるのではないかと、そのように考へております。

それと、誘致の主体なのですけれども、小樽市といたしましては小樽港貿易振興協議会が主体となりまして、東京方面等のクルーズ社回り、代理店回り等のほかに、北海道クルーズ協議会というのがごさいます、これは運輸局が主体になっているのですけれども、こちらが北海道全体の東ねということで、こちらも積極的にやっております。

実際に、小樽での歓迎行事につきましては、その充実を図るために会議所ですとか観光協会、運輸局、それから観光ネットワークをはじめといたしました関連業者、民間の方、団体に集まっていただきまして、ちょっと名称はないのですけれども、歓迎体制について検討する関係者会議というものを定期的に開催いたしまして、PRの内容ですとか、それから滞在時のオプションの検討ですとか、それから実際に今回ですと飛鳥のときにどういった歓迎をするのかとか、そういったことを検討していると、そういった状況になっております。

(港湾)港湾振興室長

乗客は何をするのかという部分でございます、今回につきましては4点ほど先ほどの歓迎体制の中で考へておりまして、それを私どもの方から船社の方に提案いたしまして、四つほどが今回取り入れられております。一つは小樽近海クルージングということで、マリンウェーブ小樽のクルーザーを使って小樽近海のクルージングをするという企画です。もう一つは人力車での小樽の散策、それと市内散策ということでボランティアガイドが付きまして市内を歩くとか、それからあと小樽職人の会にお願いいたしまして製作体験ということで、これらのことを市民の方と触れ合いながらやっていると、そのようなことで、今メニューとしては出ております。

佐々木(茂)委員

それで、この観光船が接岸しますね、当然おりたりなんかする。その岸壁の整備状況。私はちょっと行ったこと

がないものですから、まことに申しわけございません。お金を相当かけて客船に乗っている人がおりたりというふうな形でしょうから、その辺の岸壁の整備状況なんかについては大丈夫なのかなというか、きれいになっているのだろうか、ちょっと全くお恥ずかしい質問なのですが、整備状況は、いかがなのでしょう。

(港湾)企画振興課長

御指摘のように、現在、駅を下がりまして使用している第 3 号ふ頭岸壁につきましては大変老朽化して、ひび割れですとか沈下とかがある状況でございます。ただ、なにせ経費の面がございまして、大幅な整備改良というのは困難な状況になっております。ただし、今回の場合ですと、エプロン等にたまっているごみ等に対しましては放水によって洗い流しをしたり、職員がデッキブラシ、たわしでごみを落としたり、またごみ拾いをする。時期が時期なものですから雪割りをすると、そういうことで何とか対応してまいりたいと、そのように考えております。

佐々木(茂)委員

港湾の関係だから土木費の中からというか、そういう方ではやらないということなのですね。そうすると、今の話のように、港湾部が一生懸命汗をかいてそういう整備をするということなのですね。

港湾整備特別事業会計の財産収入について

それで、最後でございます。港湾整備事業会計の中で遊休資産の売却というふうなことが出ていたかと思いますが、具体的にどういうものの遊休資産を売却しようとするのか、この 1 点で質問を終わります。

(港湾)企画振興課長

港湾整備特別事業会計の財産収入についてでございますけれども、1 億円でございます。土地の売却を予定しております。場所につきましては道道臨港線沿いの有幌町、やわらぎ斎場隣接の市所有地、約 2,600 平方メートルを売却する予定になっております。売却時期につきましては 18 年度早々を考えております。

佐々木(茂)委員

その今のやわらぎ斎場のあそこのところのあたりだというイメージはわかりませんが、相手はもう決まったということですか。

(港湾)企画振興課長

相手につきましては、やわらぎ斎場を運営されておりますセレモライフ株式会社でございます。

佐々木(茂)委員

終わります。

委員長

自民党の質疑を終結し、公明党に移します。

佐野委員

私の方からは、港湾部に 1 項目と経済部に 1 項目お尋ねをいたします。

中古車の輸出について

最初に港湾部に尋ねます。

今の話がございましたので、重複は避けて、最近の中古車の輸出に関してです。対ロシアの中古車輸出額が最近 4 倍ぐらいに増えていると、こういう報道を聞いております。この中古車輸出が増加となっている背景はどうなっているのかというのが 1 点目。したがって、大変な数が増えるわけですから、当然限られた港湾の施設管理上どういう影響があるのか、それが 2 点目。それから、たぶんそれなりの影響があると思いますので、いわゆる港湾部は管理者として今後どういう対応をしていくのか。とかくロシア、あるいはまたロシアの中古車輸出を業とする、いろいろなことがございまして、もちろん経済的効果も含めて、あるいはまた港湾管理上、犯罪だとかいろいろなことがある、これからこういうことが大事なことというふうな認識をしておりますので、3 点について伺いたいと思

います。

(港湾) 企画振興課長

まず、1 点目の輸出増の背景でございますけれども、中古車の不正輸出の取締り強化のために、昨年 7 月から税関における通関手続におきまして、中古車が携帯品の扱いからすべて業務通関として正規の輸出品となるように法律の改正が行われたためでございます。これまで携帯品としては統計の数字に表れなかったものでございますけれども、今後数字として表れていく、その影響でございます。これまでも年間で携帯品としては 2 万台は下らないと、そのように推定されておりましたけれども、昨年 7 月から法律が施行されまして、今年 2 月までの 8 か月間で、実際に港湾部の事務で取り扱った通関は 1 万 5,000 台程度となっております。

次に、そのことによる影響でございますけれども、これまでは中古車の多くが携帯品であったために、通関の手続は正規の輸出品を除きまして行っておりませんでした。昨年の 7 月以降はすべての輸出車両が対象となったために、保税地域利用のための蔵置票の発行業務が、先ほども申しましたけれども、1 万 5,000 台分発生したこと。また、通関の検査を第 3 号ふ頭基部、潮まつりの会場になるところですけれども、その中通路部分で行っておりますけれども、毎日 100 台弱の車両が蔵置されるということで、特に今年の冬につきましては雪の関係でそのスペースの確保に大変苦労をいたしました。

どのような対策を考えているかということにつきましては、これまでの携帯品である車両が正規の輸出貨物になったことによりまして、先ほど狭いと申しましたけれども、指定保税地域の確保及びその適正な管理が求められておりまして、ただ管理には多額の経費をまた要するということがあります。ゲートや保税地域の委託管理などその管理方法につきましても、他港の状況も調査しながら現在検討していると、そういった状況でございます。

佐野委員

了解でございます。

議案第 35 号小樽市企業立地促進条例案について

それでは次に、経済部にお聞きします。

先ほど議案第 35 号小樽市企業立地促進条例案ということで説明がありました。固定資産税及び都市計画税の課税免除を行うことによって企業の立地を促進するというところでございますので、提案の趣旨は十分に理解をしております。それで、かねてから小樽市がこの条例案を出す前に、石狩市がそれに似た企業立地促進に関する条例を決めたということが一つの背景になって、小樽市もそれならばということでこの今回の条例案を出されたらと、こういう認識をしておりますが、いかがですか。

(経済) 渡邊主幹

背景ということで、委員の御指摘のとおり、石狩市におきましては同様の条例を平成 17 年 4 月 1 日に施行しております。時期的には小樽市は 18 年 4 月 1 日施行ですから、ちょうど 1 年遅れということになるわけでございます。スタートにつきましては、現在、中小企業等振興条例が財政的な部分も含めまして、優遇措置がだんだんと縮減されてきている方向にある。そうしますと、経済部の中でいわゆる企業誘致を担当している職員から見ますと、特にこの石狩湾新港地域におきまして、隣の石狩市と小樽市の地域で企業を誘致するときに、当然みずからの優遇策を相手に提示して、ぜひ来てくださいという話になるわけですけれども、あそこは主に第三セクターの石狩開発株式会社がセールスを所有者として行っているわけですけれども、向こうの方も各自治体の大変さはわかるけれども、何とか知恵を絞ってやってほしいというお話がありまして、委員がおっしゃるとおり、何とかお金をかけないでできるいい方法はないかということで、相当前からある程度論議はしてまいりました。

その中で企業の求める部分というのは、やはり初期投資をされるという部分で経済的な面がまず一つありまして、もう一つは地域の特性や立地環境ということで、いわゆる研究開発型であれば産学官の連携だとか、あるいは特殊なガラスを扱うところであれば地震の少ない地域、そういった立地環境など幾つか企業が立地しようとする要素は

あるわけですが、その中でやはり主たるものといいますと、全国の企業誘致競争的な状況ではありませんけれども、やはり大型の助成制度、優遇政策というものが、市町村だけでなく都道府県レベルまで行っております。北海道につきましてもそういう大型の助成制度案件を持っております。このような中でこの課税免除制度というのは比較的市自体の持ち出しが少ない中で同じような効果を期待できて、企業に対するアピール度も大きいというようなことで、ある程度主体的に考えて出してきたものですので、石狩市のそういった条例の施行についても頭の一部には入っております。

佐野委員

議案第 35 号、それは賛成なのです。結果的におっしゃることも含めて後追いのイメージだと思うのです。この石狩湾新港の小樽地域の土地利用あるいは企業誘致というのはなかなか進まない。背景はこの経済状況の中ということもあるし、悩みというか、そういうことはずっとあったのです。政策的な課題としてあった。財政の厳しいときにこそ知恵を出し汗を流せと、こういうのが市長と理事者の心構えということはずっと言っているのです。にもかかわらず、こういう企業立地あるいは促進法、こういうものが石狩の方がもっと土地利用が進んでいるのです。にもかかわらず、一生懸命考えて課税免除の施策を打ち出すと。後追的に小樽も今回出すと。この基本的な姿勢の話をお聞きしているわけです。出したのはいいのです、悪いというのではなくて、こういうことがこれからも大事なことだと実は思っているのです。

経済産業政策の中の優遇政策について

質問しますけれども、今日に至るまで小樽市で経済活動あるいは産業政策の中でたくさんの優遇政策というのをやってきているのです。それは具体的にどういう内容と、その優遇政策によってどういう効果があったのかということをもまず聞いておいて、今、申し上げた心構えの話、これは大事なことです。そのところをきちんと説明していただきたいと思います。

(経済) 産業振興課長

これまでの経済産業政策の中での優遇政策ということのお尋ねでございまして、私はじめ何名か担当がおりますので、順次答弁したいと考えております。

産業振興課の方からは、中小企業者に対する融資制度というものがございまして、現在で言いますとマルチタリ資金など七つの資金を用意させていただいております。その時々、経済情勢ですとか利用実績あるいは消費者からのニーズ、中小企業者からのニーズ、そういったものを勘案しまして、これまでさまざまな変遷を経てきておりますけれども、現在で申し上げますと平成 16 年にマルチタリ資金の制度改革を行いまして、融資限度額を 1,000 万円から 2,000 万円に上げたり、償還期間を 7 年から 10 年に拡大したという中で、このマルチタリ資金ですとか、あるいは短期経営安定資金、こういったものは非常に融資実績を伸ばしてきているところでございます。これは制度融資という仕組みの中で私どもの財源を利用しまして、一定程度金融機関の方に貸出財源の調達を補完するという役割の中で比較的有利でお貸ししている制度でございまして、この制度につきましても、比較的、今、言いましたように、有利の中で中小企業者の経営安定のために一定程度これまでも成果を上げてきているのではないかとこのように考えているところでございます。

(経済) 本間主幹

私の方から、商業振興政策の中で主なものということで答弁させていただきます。

平成 7 年に創設いたしました商店街近代化施設設置事業助成というものがございまして、これはいわゆる商店街のハード整備に対する支援内容でございまして、20 パーセント、限度額 2,000 万円ということで支援をしております。主なものとしていたしましてはロードヒーティングだとか、あと街路灯だとか、大きなものとしていたしまして平成 14 年に行いました都通り商店街のアーケード、そしてまた、花園銀座商店街の駐車場整備やロードヒーティングの敷設ということなどを行ってきております。

効果といたしましては、やはり商店街の近代化が進められることによりまして、歩行空間の整備といいますか、消費者におきましても快適な買物空間確保ということとあわせて、中心市街地の活性化ということにも効果が波及しているものと考えてございます。

経済部長

心構えのことで御指摘いただきましたので、申し上げたいと思います。

一つは、御指摘のとおり石狩市が4月につくって以降、実は大きなインパクトがありました。実際に企業誘致に歩いて、道路1本挟んでこちら側に来ると2年間税金がかからない、1本挟んだ向こうはかかるという、これはもう致命的な差なのです。それで、私どもとしては、この1年間の中でせめてやはり同じ土俵に上がらなければ勝負にならないという。新聞で御存じかと思いますが、ニチレイとか結構大きな企業が石狩側に立地をするという、こんな状況になってしまいました。私どもとしてはとりあえずまず同じ土俵に立とうということで、今回こういう形でお願いをいたしました。そんな部分では御指摘いただきましたとおり、非常に発想がなかなか先にいかなかったということが後追いになったというのは事実でございます。それは御指摘を十分受け止めながら、我々としては財政的に厳しくてもやれることというのはもちろんあると思っていますので、それぞれ知恵を出しながら、この件に限らずできる限りの施策についての検討を進めなければならない。十分考えさせていただきたいと思います。

佐野委員

今、報告がございましたように、これまでも経済産業という政策の一環の中でさまざまな優遇施策をしてきて、それなりの効果を出していますと、そういうことでございますし、経済部長の心構えの話を了とします。

同じことなのでしょうけれども、御承知のように小樽市の財政難にもかかわらず、小樽市の総合計画に基づく施策というのはこれから続けていかなければならない。特に、第3次計画が今18年度最後にはやるわけですが、これ以降も含めて具体的には経済部あるいは港湾部の所管する項目の中では、「ゆたかさ 産業・活力プラン」という一つの大きなタイトルがあるわけですから、それらをより推進するために、大小にかかわらず、先ほど報告があったように、このたびの石狩エリアを中心とした企業立地促進条例みたいな優遇制度はやはり市の発展のために今後検討すべきだと、こういうことを申し上げておきたいし、そういうことが当面あるのかないのかも含めて再度決意を、方向性を聞いておきたいと、こういうふうに思います。それで終わります。

経済部長

ただいま申し上げましたけれども、財政的に厳しくて、予算上は制約せざるを得ない。けれども、やらなければならないという部分というのは、やはり計画に出ていますとおり、実は相当多岐にわたる分野であります。今、現実には我々は各企業や団体の方、それから今は小樽商大を中心とした大学なんかでも、あるいは銭函の職業能力開発大学校、それからいろいろな経済団体、その方たちとの連携というのが従来に増して非常に多くなっています。もっと言いますと、こういうメンバーと顔を合わす会議が1週間に2回も3回もあるというような感じになってきていまして、こうした事業がやはり今中心をなしています。特に今私どもは厚生労働省の雇用創出のパッケージ事業というのをやっているのですが、これは今6,000万円の予算で、実は市費負担がないのです。ですから、そういうものを何とか取り入れると。これ18年度も3,000万円ぐらいの予定をしています。先般、御質問のありました商工会議所のジャパンブランドなども中小企業庁から2,500万円をいただいている、市費負担がないと、会議所の負担がないと。そういうものを大いに利用しながら、今、委員から御指摘のありました、ある意味では優遇制度そのもののイコール何か別にして、そういうものを立ち上げるための準備も含めた、そんな形をこういう事業の中で展開をしていきたいと思っていますので、できる限りやらせていただきたいと思います。

佐野委員

終わります。

委員長

公明党の質疑を終結し、平成会に移します。

小林委員

大型客船の入港時の歓迎体制について

今回、飛鳥 の資料をいろいろ用意はしてきてちょっとお伺いするつもりでしたのですが、佐々木茂委員や井川委員からいろいろ指摘がありました。

今、行政の取組方なのですが、接岸のバースの問題でちょっとどういう状況の中で船を入れるのだという質問のところに、ひび割れしてごみは投げ、雪はこういう季節だから投げるといふ、その答弁をちょっと聞いていて、何か知らないけれども非常に厳しい、豪華客船は去年から今年の入港日程とか、かなり早くに通知が来ていると思うのです、3月27日の入港でね。ですから、その辺、例えばバースをもう去年の雪が降る前とかなんとかという舗装工事をしたり、周辺整備ということ。やはり豪華客船というのは、一番入ってきたときの瞬間なのですが、小樽のまち並みというのは船から出て散策する、そして買物してもらおうとか、そうなるやはりこの豪華客船が入港する際の乗っている方の印象です。それで、前に「たていわ丸」と「さくら丸」のひき船がありますね。あのひき船はやはり入港するときには歓迎というのですか、これこの港もそうだと思うのですが、やはり豪華客船が入ってきて、ひき船が放水というのですか、七色のにじで歓迎するとか、それから特に接岸する場合のプラスバンドというのですか。今、私は心配しているのですが、以前は消防のプラスバンドがあってあれが活動していたのですが、現在はないが、その辺の歓迎はどうなるのか。それから、今回の飛鳥 についても、乗客数が700名とか聞いていますけれども、どういうコースをたどって来るのか。それから、接岸するときの歓迎式典とまではいかないと思いますが、例えばプラスバンドやひき船がどのような形で歓迎するのか、その辺答えてください。

(港湾)企画振興課長

コースと歓迎体制ということでお答えさせていただきます。

まず、コースなのですが、今回は飛鳥 の日本一周デビュークルーズの一環ということで、3月20日に横浜を出発いたしまして、それで小樽の直前は3月25日に伏木富山港を出港いたしまして、27日月曜日に小樽港に寄港するということになっております。乗客につきましては、先ほど委員もおっしゃられましたけれども、今のところ707名ということで聞いておまして、乗員クルーにつきましては470名ということで、合わせて1,177名というのが現在の数字でございます。

次に、どういった歓迎体制をとるのかということでございますけれども、まず入港時に小樽市所有のひき船「たていわ丸」によりカラー放水を行います。それで、委員の御指摘のように2隻で行えばもっと格好いいかとは思いますが、さくら丸がちょっと放水銃の調子が悪いものですから、1隻でやらせていただくということになっております。それからその後、接岸時なのですが、中学生によるプラスバンド演奏を考えております。これは地元を挙げて歓迎するという事で中学校の方に頼みたいと、このように考えております。接岸後は普通の歓迎式なのですが、市長と北海道運輸局長の歓迎あいさつをいただきまして、その後、ミスおたるなどによりまして記念品、花束の贈呈と、そのようなことを考えております。滞在中は先ほど、港湾振興室長が説明したとおりになっていまして、また、出港時につきましては潮太鼓の出向演奏、それからちょっと明るくてどうかと思うのですが、スノーキャンドルをつくりまして、雪あかりはこんなものだというのを見ていただくというようなことを考えながら今準備を進めております。

小林委員

わかりました。今年は12隻を予想されていますね。これは大きな経済効果で、去年の例が1人3万7,000円も使

われて、一つのイベントがどしっと入ってきて、2日間、3日間。それから、ホテルがわりとして使われるといいますから、もっとやはり取組の仕方というか、港湾部の職員は今 27 名ぐらいの体制ですか。やはりもっと十分に、お金のかからない、すぐ財政がこうだからといってすべて縮小しながらとか、我慢して我慢して、ではこれからの小樽というのは暗いニュースばかりですから、プラスバンドの件もそうなのですけれども、中学生何名の体制でやるか。あまりにも貧弱でしたら、やはりクルーズというのはあちこち寄港してきますから、その辺は他の港湾都市がどのような形なのか、少しでも資料を集めながらそれに近いだけの歓迎ムードをしていかなければ、せっかく去年は 6 隻、今年は 12 隻とまた小樽にいらしてくれる、特に台湾・中国の今の観光客の入り込みを見ると、そういう第一船が入ってきた、その小樽と。ちょっと私の関係で新日本海フェリーを一晩借りて、小樽港内を出て、夜の港から小樽の夜景を見たことがあるのです。これはもう本当に最高ですよ。こういう財産のあるところを、ごみを投げてひび割れはしていますけれどもというのでなくて、やはり整える態勢。

先ほど佐野委員の方から、今回の石狩湾と小樽の立ち遅れというか、気構えというか、行政というものをもっとそういう形でしてもらわなければ。そういうこともひとつ含めて、私はプラスバンドの中学生が決してだめだというのでなくて、果たしてそれで大きな船から眺めて、接岸するときの数を見ると、何人かの中学生が歓迎するかわかりませんが、やはり絵になるような、はっきり言って中学校 1 校ではなくて、市内の高校生とかプラスバンドだと、もう少し 3 校でも 4 校でも集めて、そのぐらいの歓迎ムードぐらいはした方が、かなり華やかな豪華な歓迎式になるのではないかなということをお願いしまして、答弁は要りません。ともかくせっかくのこういう今年行われる豪華客船の入港に際して、しっかりとしていただきたいと申し上げて終わります。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

民主党・市民連合。

山口委員

駐車禁止の解除について

今日は大変小林委員にも佐野委員にもしっかり答弁されて、なかなか厳しい御意見をもおっしゃっておられましたけれども、基本計画については前回やっただきましましたので、今回はこれは割愛させていただきました、ちょっと違った観点から、先ほどちょっと商店街の空き店舗の話とかが出ましたものですから、それに若干兼ねて予算特別委員会で、道路交通法の一部改正で 6 月 1 日から民間が駐車禁止等で参入するような形で変わりました、駐車禁止に対しても一方で規制強化するということとあわせて、緩和を相当な地域で警察庁の方はやっているということです。事例等、警察庁でなかなかホームページを見ても実績が出てこないということでございますが、一部新聞等の報道では、商店街の一部地域、徳島市と聞いておりますけれども、中心商店街の市道でございますけれども、これについては隔週で片側ずつ規制を解除して駐車をオーケーにしたというような事例も出ておりました。

もう一つは観光地で、これは岐阜市の例でございましたが、詳しくは書かれておりませんが、観光で違法駐車が絶えない地域、市道でございますけれども、これについては土日に限って駐車禁止を解除したというような事例もあるようです。小樽の場合は駐車場は結構ございますが、青空で契約駐車場があったりもするのですが、中心市街

地の商店街も大変苦労しているような現状を考えますと、買い回り品でわざわざ立体駐車場に入れて買物をするようなことというのは、私たち消費者の立場で言うとなかなかそれはしにくいということで、短時間であればこれは当然地域の商業者の方や住んでおられる方の了解等も当然必要でございますけれども、そういうような地域については駐車禁止を解除して、冬期間の問題はありますけれども、30分、1時間程度とめられるような形で買物していただけるようなことが必要なというふうに思うわけです。

予算特別委員会では若干事例を挙げさせていただいて、例えば丸井今井小樽店は撤退しましたけれども、サンモール・ネオで頑張っているような地域、あの裏なんかも対象地域になると思いますし、また、梁川通りなんかも近年大変撤退した店もありますけれども、居酒屋なんかもできたり、札幌の方々なんかちょっとしゃれた飲食の店が最近もできて、若干注目されている部分があります。ああいう地域は札幌にもない古い感じの大正・昭和を感じさせるような部分もありますので、ああいうところについても市営の駐車場がありますけれども、あそこなんかは交通量から見たら、もう駐車禁止の解除というのは普通ではないかなと思うわけです。そういうのもあって、ほかには私は調べたわけではございませんが、市場の周辺とか、そういうところについても私はこの際検討をして、公安委員会と商業者も含めてですけれども、経済部の方から商業振興の立場から検討されるか、相談をされるというようなことを始めたらいかがかと思いますが、再度、前回ちょっといただきましたけれども、加えて答弁することがあればここで答弁していただきたいと思います。

(経済)本間主幹

昨日の予算特別委員会でも若干話させていただきましたが、今、具体的に梁川通りというお話がありましたものですから、実は昨年も梁川商店街の活性化ということで、何度か商店街の方々と話した経緯がございます。その中で確かに入り口の部分にパチンコ屋だとかがあって、駐車規制が行われているとはいえ、実際にそれが守られていない、入っているという現実の状況がございます。そうした中で商店街の方たちも、この際だから駐車を解禁してしまって、通すようにした方がいいのではないかという話と、やはりあそこのたたずまいが昔風のところが残っているものですから、ゆったりとゆっくり歩けるような形の今のままで残しておいた方がいいだとか、なかなか商店街としても意見がまとまりきらないという状況がございます。

ただ、どちらにしましてもいいですが、お話のありました一つは商店街の活性化という観点から、また、一つは地域住民そして消費者の方々の利便性だとか、そういったことを考えながら、また再度、梁川商店街と話し合いの場を持ちまして、委員から御紹介のありました事例のほか、今の警察の規制緩和の流れとか、そういったものを踏まえた上で、また再度、情報提供を含めて話は伝えてまいりたいと思っております。

山口委員

ちょっと私の質問を誤解されているようで、私は梁川通りを車を通せとは全然思っておりません。あそこは歩行者、いわゆる車もある程度入ってきていて、駐車もされているようなところもありますけれども、今のような状態でも私は十分いいと思います。それよりもそれにつながる縦通りがありますね。そのことを申し上げているわけで、そこは大した交通量はないと思います。竜宮通りなんかはいわゆるプラタナスの木がありまして、そこそこ昔の小樽の雰囲気があると思うのです。ああいうところをやはり車をとめて、ちょっと見てみるかなと。今、旅行者を含めて車でいっちゃって、いわゆる観光地以外のところにも入り込んでいっちゃるところがあるのです。駐車禁止が解除されていれば、まずそこでおりて新しいポイントをお探しになるということもありますので、そういう意味で私は申し上げているのです。サンモールの裏というのは、いわゆる国道5号とサンモールまでのあの通りでございます。あそこについて全部とは思いませんが、現にもう駐車をされているような部分もあるのです。警察も厳しく取締りをやっていないようなところもあります。そういうところについては私は住民と十分協議をされれば、そういうことも可能かなと思っております。

一部ちょっと紹介しますと、手宮錦町の銀座街というのは駐車禁止の解除もやっております。あれはいわゆる地

元の錦町銀座街の店主の皆さんが警察と折衝をされて、自分たちがいわゆる警察任せでなくて自主的に管理をしますと。長時間で駐車場を車庫がわりに使っていることもあったようですから、あと除雪のときには、事前に商店街の方々が出て注意を喚起すると、自分たちでステッカーをつくってワイパーに挟み込むということも含めてやられているわけです。そのことによって、警察の方も了承したような経緯もあるのです。それで言うと、やはりそこに地域の町内会や商店街と連絡をとられて、そういうふうな法改正があったと、また緩和の方向も一部持っているということも含めて話をされて、商業振興の立場から我々もそれについては協力をしたいと、地元の意向を一度お伺いされたいかがかという私の提案ですので、誤解のないようお願いをいたします。これについては先ほどの答弁でいいですね。そういうことも含めて検討をしていただけるということによろしいですね。

もう一つちょっと大胆な話ですけれども、私は常々いわゆる小樽の観光について曲がり角に来ていると申し上げております。これは特に繰り返して申しませんが、堺町と浅草橋というところに限定された観光でずっとこれ来ているわけです。やはり限界に来ているのかなと。分析をしますと、小樽観光というのは、新たな投資が次から次へと毎年行われていって新しい店舗ができて、それで小樽の観光が進められたところもあると思うのですけれども、近年どうしても日銀通りから北側については、なかなか投資が行われていかないところがあります。特に臨港線沿いについては、当初小樽トイズの方が出たり、一部まだ一生懸命頑張って営業されている小樽運河工芸館なんかも頑張ってらっしゃいますけれども、やはり苦戦されているのです。この原因としては、はっきりと臨港線という幹線道路のわきにこれは運河もあるとはいえ、なかなかやはり商業地としての立地が難しいという感じがしています。そういう意味で進んでいかないところがあるものですから、私はあそこが今交通量が3万台ということで一度話をしましたけれども、3万台というのはやはりどうしても6車線いるのだというような見解で、1万8,000台ぐらいまでに落ちれば4車線の供用でいけるのではないかと、そういう事例もあるという話も聞いておりますけれども、今、駐車禁止の解除の話でございますけれども、今、特に香港・台湾も大型バスで来て、また札幌へ行ってしまいますけれども、あそこに現にとめて、そしてあの周辺をお回りになることもございますので、私はこれは大変あい路があると思いますけれども、路上駐車にするとすることは当然できませんので、夏期だけになると思いますけれども、パーキングメーターをつけてパーキングエリアとして活用ができないかと。特に、これは臨港線について言うと、入り口、出口は4車線ですので、まちなかだけ6車線というのは、私は大変奇異な感じがしております。まちなかに入れば大体どのまちでも、国道に関しても60キロ制限が50キロになったり、40キロになったりするのが普通でございます。小樽の場合は70キロで入って70キロで出ていくわけですから、そういうものが本場にこのまちとしてふさわしいのかと考えますと、私はその辺のところは考えるべきところではないかなと。これは公安委員会の方がどういうふうな態度になるか、大体予測してわかりますけれども、せっかく言ってみるなら規制を解除するというようなことを主に、今日私は資料を持ってきていませんが、相当なキロ数で全国やっているのですから、そういう意味で、これは道道でございますけれども、その意味で一度道とも話をされたり、公安委員会とも話をされて、とにかくあそこはスピードが出ておりますので。実は市道の浅草線、それと臨港線とのぶつかるところです。あそこは事故が多発しているわけです。特に札幌方面から、いわゆる海側に右折する車両と余市方向から真っすぐ来る、札幌方面に向かう車両とが緩いカーブになってございますので、相当スピードを出してきている中で右折信号がないのです。ようやく市民部の方から道警に対して右折信号をつけるように、今、要望していただくようになりましたけれども、いずれにしてもやはり相当なスピードで、あの観光地で散策をされている多数の観光客もいらっしゃるわけですから、そういう意味であそこで駐車禁止の解除をしていただければ、観光にとっても相当なプラスになるのではないかと。事故があっただけではありませんが、その辺も含めてどんなふう考えているのか、所見でいいですからコメントをいただければと思います。

(経済)観光振興室長

ただいま委員から臨港線沿いに関連しての交通の状態を御説明していただきました。私もこの観光振興室に来て

以来、臨港線を中心に交通状態、春から夏にかけてシーズンの渋滞の状況などを自分の目で見て確認しておりますが、北一硝子さんの駐車場に入れられない大型バスが臨港線に並んでいるという。このところ、この昨年、一昨年ぐらいからでしょうか、大型バスの乗り入れというのが、数が減ってきているかなというようなことも見受けられるのですが、それにしてもシーズンの中でも何日間か、臨港線にバスが並んでいる状況は散見はされます。

おっしゃるとおり、今、運河の浅草橋街園から堺町通りにかけて観光客の動態が一極集中しているということが見受けられます。確かに御指摘のとおり、曲がり角に来ているというようなこともございますので、このたびの観光基本計画の中でも、観光客の受入れ態勢をさまざまな形で整備をしていくということをやっておりますし、その中の一つとして駐車場のことも挙げられるのかなと思います。

その緩和策として、このたびの改正道路交通法が 6 月 1 日から改正施行になるということを受けて、緩和に動いたらどうかというような御提案でございますが、これについては一つは臨港線ということに限って申し上げますと、道道だということと、それから公安委員会の方の見解がどうなのかということ、それから店舗あるいは観光関連の事業者がメインということと、そういったところがどのようにそういう提案を受け止められるかということも一つ一つ聞いてみなければ何とも申し上げられませんが、私の考えを申し上げれば、御指摘のとおり、スピードを出して通過する車が非常に多い道路でございますので、確かに複数の路線はございますが、そこでわきに緩和をした駐車帯をつくるということになった場合の交通安全の確保というのはどうなのかという心配はあります。特に大型バスということで考えますと、大勢の方がそこで乗り降りをするというような状況もありますので、そういった乗客の方の安全確保はどうなのかということもいろいろ考えますと、ちょっと今の状況でそれを緩和してしまうとマイナスの状況も出てくるかなという心配も正直しております。

いずれにしても、私どもの中だけではなくて公安委員会なり道の方もこの改正に伴う対応についてどのように考えておられるのか、そういったことも問い合わせをして、意見を聞いてみたいというふうには考えております。

山口委員

私も申し上げましたが、あい路があるということは承知しておりますので、あまり後ろ向きにならないで、公安委員会の見解をおっしゃるようにはではなくて、事故については確かにそういう懸念もありますけれども、バスの降り口というのは必ず左側ですので、道路に飛び出して右側におりれば、それは危険でしょうけれども、そういう意味では、いわゆる横断歩道の近くにバスの駐車帯を設けるとかというような形でやれば、無理して道路を渡る人もいませんので、そういうことも含めて細かくこちらの方も一定程度の計画性を持って提案をされれば、ある程度聞いていただける。将来に向かってそういう検討も必要かなというふうな理解が得られる可能性もありますので、ぜひこの機会に、検討をしていただきたいと思います。この件はこれで一応終わります。

丸井今井小樽店撤退後の施設の状況について

2 点目ですけれども、また商業地の話ですけれども、丸井今井が撤退して相当日数がたつわけですけれども、サンモール・ネオで商業者の方も皆一生懸命頑張っているらしいです。今の、これはいつまでもそういう状況が続くわけではございませんので、根本的な解決策、これは当然待たなしになっておりますが、特に債権者の北陸銀行、多くは R C C ですけれども、その部分とどういう話し合いを進めているのか。何かいい兆しがあるのか、それについて報告ができるところまでで結構ですので、お話ししたいと思います。

(経済)本間主幹

丸井今井小樽店撤退後の施設の状況でございますけれども、今、お話のありましたとおり、昨年の 11 月にサンモール・ネオということで、地下と 1 階で限定的に仮営業をしております。大きな課題としてあの施設全体の今後はどうなるのかということについてでございますけれども、お話にもありましたとおり、債権者であります金融機関、これが 3 行ございまして、この方たちの意向というのが一番重くのしかかってきておりますが、そうした中で東京の方の整理回収機構の方で、新たなスポンサーなのですけれども、施設の展開先を昨年から探しているという

状況にありまして、現在、具体的にスポンサーが決まったとか、新たな施設展開の見込みが立ったとか、そういった報告は受けてはございません。

山口委員

今、国の状況として、都市計画法の一部改正が国会に上がっていますが、いわゆるコンパクトシティということで、従来の方針の大規模小売店舗立地法で方々に大変大型の商業店舗が集積して、いわゆる中心市街地の空洞化がどんどん始まっていて、その修正措置というふうなことがされて、これ以上の郊外への大型店舗の立地を認めないような方向になっているという状況があります。これは日本に限ったことではなくて、アメリカでもイギリスでもそういう規制は、反省から生まれて、これ 90 年代の半ばぐらいからそういう規制をしようということで、郊外に進出した店が逆に中心部に戻ってくるとか、大型店でなくて小型の商業集積がその周辺部から中心部に戻ってくる、そういう事例が現にあるわけです。私は、日本もそういう形で、今、若干新聞等でもいろいろ出ておりますけれども、大資本の方ですけれども、流通の大きなところは見直しをかけて、都市の中心部でリニューアルしてもう一回再生するとか、そういうことも出てきておりますので、それは私は追い風かなと思うのです。

そういう状況を受けて、先ほども古沢委員が今回提案をされている、いわゆる工場誘致を中心にした税の減免による誘導策のお話でしたが、私はこの件に関しては一部行政がそういう誘導策をぜひとっただらいいかなと。当然そういうことを含めて考えているかと思いますが、先頭を切って、やはり来ていただく方には、これ 2 年の減免でございますけれども、当然そのぐらいのことを行政としても押しのけて、そして誘致を図ることがやはり早急にされるべきではないかと思うのですけれども、いかがですか。

(経済) 本間主幹

先ほどの減免のお話もありましたけれども、確かにその場所に限って政策的な課題解決のためにやる手法はあるうかと思えます。そして、全国の事例の中でも中心市街地の大型店が撤退して、その後に誘致するための税の軽減措置といいますが、そういったものも設けている市もあるやに聞いておりますので、そういった事例等を参考にしながら、どういうことがやりきれぬのかということは研究してまいりたいと思っております。

また、あわせて今大きな課題として、あそこの建物は地権者が複数いらっしゃる。また、撤退したとはいえ、丸井今井との権利関係、そしてさらには金融機関の債権と、権利関係が複雑に絡んでおりまして、その中でこういった形で行政がかかわる中での誘致ができるのかということで大きな課題はあろうかと思っておりますが、ただいま国の方でも中心市街地活性化法の抜本的な改正の中で、中心部への大型空き店舗の中に新たな商業者を誘致する際の優遇策といったものも盛り込む形でまとまるというふうに聞いておりますものですから、そういった国の動向も見極めながら、行政としてどこまでやりきれぬかということもあわせて研究してまいりたいと思っております。

山口委員

今の件はこれで結構です。

電子マネーについて

もう一点だけお聞きいたします。

近年、急速に普及されている E d y カードについてです。要するにプリペイドカードです。例えば携帯で言うとおサイフケータイ、これはドコモだけではなくて、a u もボーダフォンも始めている。J R 系も Suica というものがございまして、ソニー系では、A N A カードにもついておりますけれども、A N A と提携をしてソニーカードというのがございます。今、セブン & アイ系のセブン イレブンを中心にしてプリペイドカードの導入というようなこともあります。

この機に小樽は大変財政が厳しい中、例えば各種団体に対する補助金とか、これお祭りに対する補助金もそうですけれども、なかなか出しにくい状況になってきていると思えます。まして、商店街の振興基金とかもいろいろなイベントを打って一生懸命やっていたらっしゃったのですけれども、そういうのも細くなってなかなか出しにくい

ような状況になっています。そういうものを含めて何かそれを利用して財源をつくれないうという発想で、私も中に入れていただいて、商工会議所や観光協会や、先般は日専連にもありましたけれども、ドコモとお話をする中で、ドコモがビットワレットという E d y を運営している会社の株主でもあることから、ドコモ北海道の営業部長も含めて話合いをずっとこの間半年ほどさせていただいております。相当な店舗数がまとまって参加をすれば、相当な好条件で契約ができるのではないかとところまで来ております。

皆さん御存じのように、カードの普及というものは大変急速で、皆さんもお持ちだと思いますけれども、一人で何枚もカードをお持ちの方もいらっしゃいます。これは基本的には事業者の方から、物を売られる方々からパーセンテージをカード会社が取るということです、約 5 パーセントです。これは売上規模によっては若干 5 パーセントではないところもあるわけで、基本的には 5 パーセントなのですけれども。いわゆるプリペイドの方は 4 パーセントということで、売られる方にとっては多少有利だということです。普及をするためには、言ってみるならモデル地区みたいなものを設定して、行政も含めてですけれども、まちじゅうでそういうものに取り組もうということであれば、相当パーセンテージを下げて、例えば 2.5 パーセントにするとかということも可能だというふうにお聞きしておりますので。短時間で説明するのは大変難しいのですけれども、例えば会社をつくって 3.5 パーセントで契約をして、お店の方には今まで 5 パーセントなわけですから、それが 3.5 パーセントで仕切れると。なおかつ 1 パーセントが会社の方に入ってくるわけです。そのうちの一部 0.5 パーセントなりを、例えば今申し上げたような、小樽市に直接入るといっていいわけじゃないでしょうけれども、小樽市の政策的経費にそれを回すことができないだろうかとというふうなことで考えているわけです。

市が直接民間の企業と組んでやるというわけにはいきませんでしょうけれども、ただ観光客も大変ここは多数入っていらっしゃいますし、飛行機にも乗ってらっしゃって、窓口でそのカードの取扱いもしているわけですから、そういう意味で今後普及するカードを利用して、何とかそういうまちづくりのためにそれを利用できないかということで今若干進めておりますので、今、産業振興課長の方といろいろ話し合いをしながら、市にも話の中に入らせていただいておりますので、迫課長の方から若干一部報告をしていただければと思いますが、報告できるところまで結構でございますので、ひとつよろしく願いいたします。

(経済) 産業振興課長

今、お話がございました電子マネーというものでございますけれども、これは従来使っているお金にかわるものとして、電子情報をやりとりすることで代金を決済するという、カードでやるものあるいは携帯電話でやるものがございます。携帯電話でやるものとしては盛んに最近 P R されてございますけれども、 N T T ドコモのおサイフケータイというもの、それからカードで言いますと、今、委員がおっしゃられたような J R 東日本が運賃を精算する Suica というカードを発行してまして、これがやはり電子マネーというふうに位置づけられているものでございます。

今、お話のあった E d y というのはソニー系の運営会社が普及をされている電子マネーでございまして、クレジットカードが代金を後で決済するのに対しまして、電子マネーというのは先に入金機にお金を入れまして、いわゆるプリペイドカードみたいな役割を果たすのですけれども、入金機があるお店ではお金が足りなくなればそのたびに何回でも入金をしていけるというようなことでございます。今、お話がありましたように非常に利用者が増えているということで、1 月の新聞によりますと、道内で今 1,600 店舗利用できるということで、この 1 年半で道内で加盟店が 10 倍に増えているということを聞いております。

それはどうしていかといいますと、電子マネーの導入のメリットというのを資料に基づいて説明させていただきますと、一つにはあらかじめ機械にお金が入金されておりますから、レジでの精算時間も非常に短縮できるということで、レジ台数の削減につながるというようなことでコスト削減の効果がある。それから、現金の集計、つり銭の準備に係るコストあるいは受渡しのミス、紛失による現金の損失、こういったリスクを軽減できるということで

す。あるいは一つのカードですので、ポイントを組み込むようなことによる顧客の囲い込みツール、要するにお得意様を増やしていくという一つのツールとして使われているということで、これにつきましては効果的な販売促進活動になりますというようなことでございます。

この電子マネーの取組というのは少しずつ全国的に広まってきておりまして、例えば東北のスーパーですと、売上げの約 40 パーセントがこの電子マネーによって行われているというようなこと。特にお金を持って歩かなくてもいいと、お年寄りに使われているということでございます。それと、入金額の限度がございますので、落としてもそれ以上の損失が発生しないという大きなメリットがございます。先ほど申し上げましたようにかなりの店舗がふえているという状況でございます。

今、山口委員がおっしゃられたような電子マネーの仕組みと申しますか、まちづくりになんとか使っていけないかということにつきまして、まだ全国的には私の今調べた範囲の中では取組はございません。商店街単位で行っている取組あるいは再開発事業の中で取り組んでいるというようなことで、やり方とすればやはり先ほど言いましたようにリピーター客を増やしていくようなことで、顧客の囲い込みのツールとして使われているケースがほとんどでございます。

山口委員をはじめとする民間の皆様のお考えというのは、運営会社に支払いする手数料率を一定程度まちづくりの基金の中に生かしていけないかというような考えでございます。非常に多くの方が既にカードでお持ちになって、おサイフケータイを持ちになっている中で、小樽の場合観光客も多いし、航空機をお使いになっている方が多いということで、その電子マネーがセットされたカードなり携帯電話をお持ちになっている方が多いということになれば、市内で設置するということによると、観光客に対する利便性は確かに高まるのではないかとこのように考えております。

ただ、先ほども言いましたように、全国的に例のない取組でございますので、それぞれ私どももかなりこれから勉強していかなければならないと思っておりますので、行政あるいは商業関係者、先ほどお話をいたしましたドコモあるいはカード運営会社、そういった方々にお集まりをいただいて、一堂に会した中で勉強会を開催させていただき、その中で事業化の可否については研究していきたいと思っておりますし、全国で初めての取組ということであれば、モデル地区として経済産業省なんかのモデル地区のための助成と申しますか、そういったものも採択される可能性もなくなはないと思っておりますので、その辺は今後も勉強なり研究をさせていただきたいというふうに考えてございます。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 53 分

再開 午後 3 時 58 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより一括採決いたします。

議案は可決と、所管事項の調査は継続審査とそれぞれ決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

この 3 月末日をもって退職される理事者の方がおられますので、御紹介いたします。農業委員会事務局長の土屋彦さんです。退職に当たりまして一言ごあいさつをお願いいたします。

農業委員会事務局長

(挨拶)

委員長

本日はこれをもって散会いたします。